

86-4

年少勞働業務資料第一四集
昭和三十六年八月

長欠就労児童保護活動事例集

(第二集)

労働省婦人少年局

年少労働課

資料 No.

63

はじめに

婦人少年室協助員が長欠就労児童の保護活動をはじめてから三年を経過しました。この間に活動した協助員は延二六七名で、は擱された長欠就労児童数は四三五名に達しました。

最初、一人の協助員が一人の長欠児童を救うことを目標に、むずかしいケース・ワークの仕事に取組んだのでありますが、関係各位の御協力により活動も次第に軌道に乗って、すでに四〇一名の児童のケース・ワークの終結をみています。

さきにこれらの協助員の活動事例第一集を世に送りましたが、その後の活動の中にもよいものがたくさんあり、ここに第二集を刊行する運びとなりました。

内容を御覧になれば、日夜労苦を重ねた協助員の活動ぶりがよくお判りのことと存じます。これらの尊い献身に対して衷心より感謝の意を表するとともに、一人でも多くこの記録を読んでいたがき、本活動に一層深い御理解と、御協力を賜りますようお願いする次第です。

昭和三十六年八月

労働省婦人少年局

目次

はじめに

第一部 保護活動の状況

第二部 保護活動事例

1	貧乏の子沢山	北海道・森田 みや	(七)
2	足もとにいた長欠児	服部喜美子	(三)
3	早熟な女児童	青森・河村美佐子	(四)
4	女給で働く二児童	鈴木俊三郎	(一七)
5	救い難い貧困家庭	岩手・田崎 信治	(二〇)
6	不遇な家庭	・斎藤 フミ	(三)
7	ボーダーライン層の長欠児童	山形・木田 虎子	(二四)
8	母子家庭の子	茨城・石垣 美根	(二七)
9	里子にされた長欠児	栃木・小林 正一	(元)
10	卒業はしたけれど	千葉・白鳥 寿恵	(三)

- 11 貧困にまつわる問題……………千 集 村越 てい……………(三五)
- 12 中小企業のしわ寄せ……………山 梨・藤井 徳次……………(元)
- 13 一人ぼっちの子……………愛 知・小林 あさ……………(四二)
- 14 職を求めて転々……………奈 良・水木 すず……………(四六)
- 15 末弟の死から反省……………鳥 取・毛呂みやこ……………(四八)
- 16 協助力活動のリレーによって……………愛 媛 曾根 豊子
加藤 富枝……………(五)
- 17 協助力活動が実って……………島田カズエ
- 18 売春児と踊り子……………・加納 滋子……………(五)
- 19 病弱な一家を背負って……………・三好けい子……………(五)
- 20 救えなかった児童……………福岡・山内 とし……………(五)
- 21 深みに落ちたケースニツ……………新潟・倉島 周蔵……………(五)
- 22 夜外出しがちな母娘……………奈良・上田八千代……………(七)
- 23 酒飲みの父をもって……………・中尾 正恵……………(七)
- 24 竹根堀りの児童……………香 川・武田 宗三……………(六)
- 熊 本・米村三千代……………(六)

第一部 活動の状況

一、活動の概況

昭和三十五年一月から同年十二月までの一年間に、新規に把握した長欠就労児童数は六三名（男三六名、女二七

名）で、前年より引続いてケース・ワークしているもの二一六名を含め、二七九名の児童が保護活動の対象となつています。このうち、すでにケース・ワークの終結したものは一〇九名ですが、以下、この一〇九名の児童に対する活動状況の概略を述べてみたいと思います。（第一表）

第一表 長欠就労児童数

都 道 府 県	新規に把握した長欠就労児童数			ケース・ワークの終結したもの
	計	男	女	
計	63	36	27	109
北海道 北海 道 青森 茨城 栃木 埼玉	6	5	1	7
	3		3	5
	3	2	1	9
	5	2	3	5
千葉県 新山 愛大	3	1	2	18
	2	1	1	3
	3	1	2	2
兵庫県 奈良 鳥取 広島 香川				6
				3
愛媛県 福岡 熊本 宮崎	2			2
	5	3	2	17
	2	2		2
				1
愛媛県 福岡 熊本 宮崎	10	5	5	5
	13	9	4	10
	2	2		2
	6	3	3	6

られます。(第二表)

第2表 学年及び年令別児童数

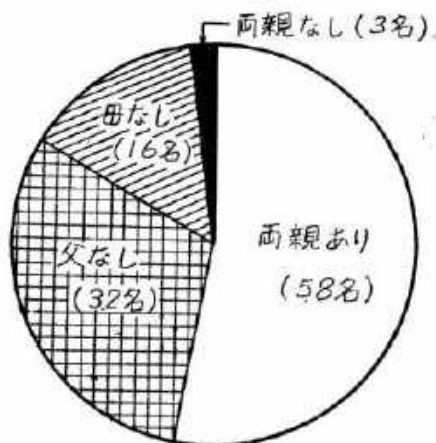
学年	年令	計	11才	12才	13才	14才	15才	16才	17才
	計	109	2	4	11	22	43	22	5
小学校	4年	1			1				
	5年	4	2	1	1				
	6年	4		1	1	1	1		
中学校	1年	16		2	6	4	3	1	
	2年	19			2	10	6	1	
	3年	62				7	31	19	5
	不明	3					2	1	

第3表 保護者の続柄と年令

続柄	年令	計	才 ~39	才 40~49	才 50~59	才 60~69	才 70~	不明
	計	109	16	39	33	7		14
父		74	7	26	28	5		8
母		39	6	12	5	1		6
継父・養父		3	2			1		
叔父		1		1				
兄		1	1					

児童の保護者についてみると、父が七四名(六八%)、母が三〇名(二七%)、その他に継父・養父が三名、叔父と兄がそれぞれ一名となっている(第三表)。ここでも注目されるのはやはり両親または片親を欠く児童が多くみられることです。半数近くの五一名(四七%)が両親あるいは片親のいない児童で、これをみても親のいない子供は如何に多くの不幸を背負っているかがわかります。(第一図)

父母のいない理由をみますと、死別したものが最も多く三二名(六二・七%)、次いで生別が一一名(二一・五%)



第1図 父母の有無

離婚二名(四%)、不明六名(一一・八%)となっています。

「生別」とは実質上別居しているもので、「不明」は父母の
いづれかが行方不明になっているものを指します。(第二
図)

保護者の職業をみると日雇が最も多く三三名で、女子も一
〇名みられます。その他農畜業一五名、大工・石工・左官等
の職人が八名、工員七名、炊事・雑役が六名、商業、漁業が
各五名、飲食店四名、土工二名、その他二四名となっています。
(第四表)

家族数は比較的大家族が多く、全児童の平均は五人強とな
っています。人数別にみると六人家族が最も多く二七名(二
四・八%)、次が四人家族が二一名(一九・三%)、五人家族
が一七名(一五・六%)、八人家族が一四名(一二・三%)、七人
家族一三名(一一・二%)、二人と三人家族がそれぞれ八名(七・
四%)の順となっています。これを収入と比較してみますと、
家族一人当りの平均収入(収入総額を家族数で除した
商)は約二、五〇〇円で、極めて低いものです。(第五表)

公的援助の状況をみると、生活扶助を受けているもの二六名(二四%)、教育扶助が一〇名(九%)で、比率が
かなり高くなっています。

生 別 (11名)	死 別 (32名)	不 明 (6名)
--------------	--------------	-------------

第2図 父母のいない理由

第4表 保護者の職業

職 業 別	計	農 畜 業	漁 業	工 員	職人 (大工・石工・ 左官等)	日 雇	土 工	商 業	飲 食 店	炊事婦・雑役夫	そ の 他
計	109	15	5	7	8	33	2	5	4	6	24
男	79	14	5	5	8	23	2	5	1	2	14
女	30	1		2		10			3	4	10

第5表 家族数と総収入

家族数	計	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
総収入									
計	109	8	8	21	17	27	13	14	1
～5,000円	3				2	1			
～10,000円	22	2	5	6	1	5	2	1	
～15,000円	15	1		3	3	3	1	4	
～20,000円	7		1	1		5			
～25,000円	7	1			2		1	3	
25,001円～	3					1		1	1
不明	52	4	2	11	9	12	9	5	

第6表 就業あつ旋人

あつたもの	知人	隣人	兄	親戚	友人	家主	不明
24	11	4	1	2	2	1	3

第7表 就業形態

就業形態	計	男	女
計	109	56	53
守(伝)	14	8	6
士(伝)	4	3	1
工(伝)	4	3	1
習(工)	3	3	
習(工)	6	4	2
習(工)	5	1	4
習(工)	1	1	
習(工)	6	3	3
習(工)	2	2	
習(工)	15	7	8
用(雑)	9	4	5
用(雑)	6	6	
用(雑)	14	1	13
用(雑)	1	1	
用(雑)	6	5	1
用(雑)	1	1	
用(雑)	8	1	8
用(雑)	1	1	
用(雑)	1	1	
用(雑)	2	1	1

ここで、児童の就業状況をみると、あつ旋人を通じて就業したもののが二四名、あつ旋人と児童との関係は第六表の通りです。就業々種をみると、製造工業が最も多く三八名(三五%)です。その他ではサービス業二三名(二〇%)、商業一五名(一四%)、農畜業一四名(一三%)となっており、細部については第七表に示すとおりです。

就労日数は、欠席日数とも関連がありますが、一年を越えるものが二一名(一九%)もみられ、欠席日数でも二五日を越えるものが四二名(三九%)で、長期間の欠席者が多くなっています。従って、学業成績も好ましくなく、

第8表 欠 席 日 数

日 数	計	～100日	～200日	～300日	～400日	401日～	不 明
児童数	109	23	23	19	10	23	11

第9表 就 労 日 数

日 数	計	～1月	～6月	～1年	1年をこ える	この 年	不 明
児童数	109	7	31	16	21	34	

第10表 学 業 と 健 康

学 業				健 康			
上	中	下	不 明	強	普通	弱	不 明
1	29	73	6	43	60	5	1

第11表 通 住 別 と 賃 金

賃 金	計	一、〇〇〇円	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	五、〇〇〇円	六、〇〇〇円	七、〇〇〇円	八、〇〇〇円	九、〇〇〇円	小遣及び現物	不 明
通住別												
計	109	4	15	14	2	4	3	2	2	1	32	30
勤 達	40	2	6	8	1	2	2	1		1	5	12
住 込	65	2	9	6	1	2	1	1	2		27	14
不 明	4											4

殆んど児童は中、あるいは下位のものです。健康の状況では協助員の判断によるものを含めて強健なものが四三名、弱が五名あり、他は普通の状態です。（第八表・第九表・第一〇表）

さて、賃金をみますと第一一表の通りですが、小遣及び現物支給だけのものもかなりいます。通住別をみると通勤が四〇名（三七％）、住込が六五名（六〇％）で住込の方が多くなっています。

長欠就労の原因には「親の無理解」、「貧困」、「本人の怠惰」等種々考えられますが、この協助員のケース・ワークから感じられることは「経済的理由」が中核をなしていることです。「親の無理解」も「本人の怠惰」も、直接、間接の原因がこの「貧困」につながるものが多いのです。

そこで、実際の活動に当たって、まず経済的援助措置を構する必要を指摘しています

が、それにもまして保護者あるいは児童自身に対する精神的指導を要望しているものが多いことです。これはこの活動における協助員の役割、つまりカウンセラーの必要性を指摘しているわけです。

(第一二表)

協助員の活動によってなされた公的援助の状況をみると、生活扶助を受けるようになったものが六名、教育扶助が二名、その他市町村やPTAから学用品等の経済的援助を受けられるようになったものの四名となっています。(第一三表)

最後にケース・ワーク期間をみますと、半数は六カ月未満で終結していますが、七カ月を超えるものでは、なかなか就学する見込みがつかず、遂に打切ったものが多くなっています。結果的にみて、就学したものは五〇名で、四六％、児童相談所あるいは保護施設に収容した三名を加えて漸く半数近くが好結果を得たといえます(第一四表)。この点からも如何にこの活動がむずかしく、解決が困難であるかということが推察できると思います。

第12表 就学のために必要な措置

必 要 な 措 置	児童数(延)
保護者に対する経済的援助	20
保護者に対する指導	73
児童に対する就学費援助	28
児童に対する指導	70
その他(雇主に対する指導等)	8

第13表 公 的 援 助 措 置

協助員の活動によってなされた措置	児童数
生 活 扶 助	6
教 育 扶 助	2
学用品その他の援助	4

第14表 ケース・ワーク期間と結果

結 果	計	ケース・ワーク期間						
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
計	109	12	15	7	10	6	6	53
就 学 し た	50	8	8	4	6	3	4	17
施 設 収 容	3		2					1
ケース・ワーク打ち切り(現状のまま)	56	4	5	3	4	3	2	35

第二部 保護活動事例

貧乏の子沢山

北海道 森田 みや

その一

(父なき家庭)

三学期末、長欠児童の調査にM校に行つた時、長欠児童の名簿の中にU夫の名を見出した。担任が二度位家庭訪問をしているという。「環境もわるいし、近所の小さい子供を集めて遊んでいるらしく、不良化している様だ」とのことである。

早速、家庭訪問したところ、可愛らしい小柄な少年がいた。小学校四、五年生位に見える。これがU夫であつた。見るからに貧しさを現わしている狭雑な住居、火の氣のとぼしい部屋に十二才、十才、八才、五才の弟妹達の面倒を見ながら留守をしていた。

父は、二年前胃ガンのため多額の金を使つて治療したが、その甲斐なく死亡した。母は、旧実科高女卒の学歴をもつており、現在は、夕方から家を出て釜めし屋で女中として働き非常に感じのよい、もののわかつた人である。U夫の長欠についても、よく理解している。夫亡き後二年間一生懸命働いたので、借金の方も大分片付き学校へやりたईと思つていたが、一年間も休学させたのでどうい受け付けてもらえないと思ひ込んで悩んでいた。本人も同じよ

うなことを考えている。

U夫に面接した結果、本人は非常におとなしく、不良の字も見受けられない。あけてもくれても学校へ行きたい希望にもえながら、毎日を家庭のために真面目に働いている少年であつた。兄弟の仲は睦まじく、父の妹の主人が時々来て面倒をみてくれ、母やU夫のよき相談相手になつてゐる。

夫の死後、生活扶助一万一千円を受けていたが、この大世帯を支えるには毎月不足がち、その上借金も返済しなければならぬので、母が女中として働くようになった。子供たちにはあまりゴロを着せていないが、部屋の中は掃除が行きとどいていなかった。

(新聞配達しながら勉強)

U夫は朝四時半起床。新聞配達終了後、朝食をとる。それから母の手伝、弟妹の面倒をみてその合間に勉強している。弟妹にも教えたりしているところを見ると、そんなに頭が悪くないように思われる。夕刊配達後は、夕食の仕度をし、弟妹と共に食事、後始末、就寝の世話と、多忙の中から時間を見出して勉強をし、母の帰りを待っているのである。

知人の世話で、市内〇町の〇新聞店に配達員として朝刊夕刊を七九軒受け持つている。賃金は千三百五十円、配達時間はそれぞれ二時間半ほどで、自転車で行くから大して疲労を感じないらしい。

(就学についての指導)

学校を訪問、担任と面接した。母も叔父も、そして本人も「一年間休学したので絶対に就学不可能」と思い込んでいること。「借金の方も大部片付いたので何としても義務教育はうけさせたいということなど話合い、是非もう一度家庭訪問をしてもらうようお願いする。一方本人には、経済的にも随分楽になり、弟妹も手はかかるといつても以

前よりは皆大きくなつていたので、義務教育だけはどんな困難にも打勝つて受けるように励げました。

弟妹たちにも、兄をいつまでも犠牲にしないで一日も早く学校へ行かせるよう、皆で仕事の分担をして時間的に余裕を産み出すようにすること等を話合つた。

母や叔父には、学校側がいつでも双手をあげてよろこんで受け入れてくれる旨を知らせ、本人に力づけて就学させるよう依頼した。また、母が「一カ年の休学で妹と同じ学年になるので本人が劣等感を感じて登校をいやがるようなことになる」と困るから、近くの学校へ転校させたいということで、学校及び教育課に問合せたところ、不可能とのことであつた。U夫にもよく話し合い納得させて新学期より登校の運びとなつた。本人は少しもひがんだ風がなく現在は朝夕の新聞配達をしながら、よろこんで通学している。

（民生委員との協力）

ケース・ワークに当り、地域民生委員（児童委員）を訪ねてU夫の事情を話し、側面から援助してもらふように依頼した。幸いに生活扶助もずつと続けて支給されているので、経済的には多少楽になり、母親がしっかりしているから立ち直りが早かつたと思う。

学校でも、校長、長欠係、担任と会い、詳しい家庭事情を話して特別の温情を注いでもらつた。一年も休んでいたのてなかなか学校へは入れてもらえないとあきらめていただけに、これらの人びとの努力が災つて本人も大よろこびだつた。協助員としても、ささやかな努力が報いられてこんなうれしいことはない。

その二

（父親の怪我から）

E子の父親は、農学校を卒業しており、十七年前F農事試験場へ赴任する際馬車で家財道具を運搬していたところ、電車で衝突し、荷物の上から投げ出された。当時母は四カ月のE子を身ごもっていた。全身打撲で身体障害者になつてしまつた父は、一時ゴム靴修理をやつた事もあつたが、障害者のため、身の過勞から重い病になり生活は困窮し、遂にT村に住むようになった。

この貧困に耐えられなくなつたのか、母親が突然家出、離婚を要求して再婚した。当時E子は小学校四年生で、妹は八才と二才、弟は七才と五才と子供が多かつたので、一家は大きなショックを受けた。

母の家出後、E子は父の世話をしながら家事一切をやり、どうにか小学校を卒業することができた。その後、市営住宅に移つたが、通学距離の遠くなつた中学への登校は非常な負担となり、とうとう中学一年の後半から欠席し始めた。妹十三才、第十二才、第十才、妹七才、どの子もおとなしく昔仲がよい。一カ月の生活扶助料は大休一万四千円ぐらいを受けているが、衣類の方まではとてもまわらない状態である。

(家事手伝いをして)

往復約七キロもある学校に、家事一切と手のかかる父と、小さな弟妹を残してとても通学できず、また着る物も日増しに伸びる自分の体に合うものがなくなつたので、父の知人に依頼し、I病院に住み込み、家事の手伝いとして働くことになつた。朝七時から午後四時までの九時間の労働時間はそんなにたらくもないようで、もう四十日間働いた。賃金は千円もらい、古い上衣二枚と、ブラウス一枚の現物支給があつた。割合に楽な条件なので、労働そのものからの影響はないと思う。このまゝ、この病院から通学できたらいいのであるが、完全就学は無理であらう。

(学校へ行くために)

家庭訪問をして父親と面接した。父親は「末の子供も今では七才、来年から一年生だし、私も健康が快復し、どうか日中留守番位はできるから学校へやりたいが、E子は一年以上も学校を休んでいるし、学校の方もどうなっているか、今更頼めた義理でもなし。」とのこと。E子は聞かす顔のり出し、「私も学校へ行きたいよ、おぼさん……、ただどね。」と口をにごしてうつむいてしまう。

さて、今学校へ行くとしても、教科書は勿論、学用品、履き物、衣服、何一つない。一年半も先生はじめ民生委員の訪れもなく、学校からも、社会からもほうり出されていた可愛そうな子供。本来ならば三年だけれど、二年の三期から通学できるよう、学校長とも交渉し、担任、各教科の先生にも依頼した。

また、日赤や隣人からの協力で衣類をととのえ、教科書、学用品等も学校と協力して持たせた。バスの定期券までやって漸やく通学の準備が万端できたのである。家事も、弟妹たちに分担して手伝わせ、助け合ってやるように指導した結果、E子も心配なく通学できるようになった。毎日私の所に寄っては学校からもらったものを見せてやることで帰って行く。

（ケースを終結して）

日赤奉仕団の積極的な奉仕の申込みがあり、年令、季節に応じた衣類、はきもの、かぼん、靴袋などを配給してくれたのは、E子の場合大変助かった。また、協助力活動に対する地域の人びとの認識が高まり、婦人会員が目ざめ、すすんで協力してくれた。婦人少年室の活動対象となる人たちのために援助を申し出てくれた。児童福祉の關係では児童委員の協力がなければならぬ。最初に訪れたH児童委員も一生懸命協力して下さったので、最後の栄光を見ることができたと思う。

これらの多くの人びとの協力を得るまでに至る労苦は並大抵のものではなかった。婦人少年室協助力が長欠就勞

児童の保護指導にあたることについてP・Rが足りない感じがする。もっと全国的にP・Rされたら、更に現在より以上に活躍できて、かつ、めざましい実績があることであろう。

時折学校に電話したり、家庭訪問をしてE子その後の動静をうかがい、自分はそつと安堵している。一般生徒と違った家庭の事情にあるので、感じやすい乙女心にできるだけ注意して指導していただきたいこと、金銭のこと、教材のことも気を配ってほしいこと、家庭への連絡もこちらを通じてやってもらいたいことなどをお願して教師との連絡を緊密にする。

修学旅行も無事終らせることができた。自分の子のように可愛いものである。自分の小さな努力が実って、私は生まれて初めてこんな大きいよろこびをあげることができた。

足もとにいた長欠児

北海道 服部 喜美子

(ケースの発見)

私の主人が、仕事の関係で炭鉱のボーリング現場に働いていますが、そこの飯場の炊事婦の長女が、中学生なのに学校へ行かないで、母と一緒に炊事場で働いて家計を助けているということを知らされた。生活保護の手続きでもできないものかと相談した。

調べてみると、父親は死別し、母親は中学三年生の長女H子(14)才、長男M男(小六)、次女R子(小二)の三人を自分の働きだけで養育してきたが、三、四年前、子どもを連れて再婚。二度目の夫が酒呑みで苦勞が絶えないので離婚しその後、現在の炭鉱ボーリング飯場の炊事婦をしたり、坑木運びをして一日三百円位を稼いでいる。飯場に住んでいるので燃料等は心配なく、生活はどうやら最低線を維持することができている。

(就学するまで)

H子は、母親とともに飯場の炊事婦として働いていた。昭和三十五年二月頃より、五十二日間欠席就労している。労働時間は朝食時と夕食時にそれぞれ三時間位、一日百四十円の賃金である。朗らかで、よく気がつき積極的に仕事をするのでみんなからほめられている。

主人からの話をきいて、早速、学校へ通えるようにしてやりたいと思った私は、民生委員を訪ね、事情を話してみた。すると、

「学校へ出せないこともないのに、女の子だから、小学校だけ出たらよいことだと思っていました。それでは早速H子を登校させるように努力してみましよう。」

と、こころよい返事を頂いたので、今後のことをいろいろ頼んで帰った。一方、事業主の方でも朝夕母親の手伝いをする事だから今まで通りの賃金を支給するといってくれたので、明るい光が見えはじめた。

丁度、三月中旬頃だったから、早速近所の中学卒業生の家から不要になった教科書を貰い受けて、四月の新学期から再び通学することができた。その後欠席もなく通学しているので今春は卒業できる見込みである。

(活動の重要性)

当地が辺境のためか、婦人少年室や協働員の仕事を知らない人が多く、活動はなかなか進展しない。長久就労児童

の保護活動も、みんなが認識してくれたらしやすいと思われた。

該当児童の発見、それに対するケース・ワーク等は、直接指導的立場にある学校の先生方、また、児童委員の方々の力添えがなければ不可能なことである。このケースは、たまたま私の主人の勤める職場で発見されたものであり、雇用主の理解も容易に得られたので解決が早かったが、これは特殊な事情があったためではなからうか。

幸い、H子は今春卒業の運びとなり、神奈川県某美容院に見習いとして就職まで決った。一人でも、このように常道に救いあげられたことはうれしいことであった。長欠就労児童は、まだこの地区にもいるのではないだろうか、不幸な家庭のために、私もできる限りのことをしてやりたい。

早熟な女児童

青森 河村 美佐子

（ケースの発見）

長欠児童の調査にあたって、先ず最初教育委員会を尋ねてみた。数多くある学校の中から、問題児のありそうな学校を訪問して、校長先生と受持教師に面談したが、長欠があってもその長欠理由がわからず、要領を得ないまま帰宅した。その後、労働基準監督署に出向いて、長欠児童で就労しているものはいないか尋ねてみたところ、たまたま、Pの事事主が、労働基準法、児童福祉法、学校教育法の違反容疑で警察に摘発されていたのでS子（15才）の就労が

発見された。

（家庭と就労の状況）

S子の父は死亡し、母は小学校の用務員をしており月収二万円余を買っている。父なき後、S子と兄を連れて農業を営む義父と再婚した。先妻には一人の男の子があり、S子には義兄にあたる。実兄は漁師として働き、経済事情は普通で、S子が長欠して就労しなければならぬほど困窮はしていない。

S子は、どうしても義父になじめず、同居することをきらって家出したものである。実母は母親としての誠意もうすく放任状態で、何もしてくれない。

就労の状況を見ると、バーに住み込みで女給として客に接していたが、中学二年とは思われないほど体格もよい上に、バーマをかけているから年令をいつわっても、決して嘘をいっているとは思われない。一度このような場所で働く、他の真面目な職業に就きにくい。その後説諭して、ある呉服店に勤めることとなり、ひとまず安心していただけれど、きちようめんな規律ある職場には続かず、またもとのバーに舞い戻ってしまった。

バーへ勤めてから五十日余り経ち、就業時間は午後五時三十分から零時まで、六時間半の実働時間をもっているが、賃金のとりきめもなく、わずかな小遣いを受けているだけであった。

（長欠のまま卒業）

児童相談所、学校、警察、母親と協議して説諭の結果、母方の親類にあずけ、学校も今までの友だちと顔を合わせることはいやだというので、近くの他の中学校へ転校させて通学させることになった。しかし、長い間欠席していたので、たださえ学業がおくれてわからぬところ、転校したのだからなおさら学業がわからない。S子は意志が弱く、通学の意欲もないところへなまけぐせがついているのでとうてい就学する見込みがない。

母親にも説得したが、全然熱意がみられず放任しているから、また長欠し、もとのバーへ就労してしまった。警察から、事業主を再度摘発して子供を元通り、また母親と一緒に暮らすようにとりはからったが、学校へは依然として出席する様子はない。学校側も、放置の状態のまま自然卒業をさせてしまった。

（思わぬ結果になつて）

市の関係行政課と児童委員、地域婦人団体、民生委員等を会員とする社会福祉協議会や、青少年補導協会によって長欠児童の問題が時々協議される。貧困児に対しては経済的援助もさしのべられている。六・三・三・四制度として人間構成の教育の場を認識した現在は、通学しない児童に対しては地域社会の人びとからも注意される現状である。

また、勉強のきらいな児童はたまたま休みたくなるらしいので、これら社会福祉協議会や、青少年補導協会、教育委員会はお互いに連絡をよく保って、地域社会の関心を高めるようにつとめてほしい。

この問題児童は、義務教育を卒業した現在では、一人前の女になった。事業主の妻は離婚され、S子がその後継になり事業主と同棲している。離婚した先妻の話では、バーに勤めるようになった頃からS子は事業主と肉体的関係をもっていたそうである。それが事実なら十四・五才頃にすでに男を知ったわけである。S子が、そんな若さで男を知り、忘れられないものがあつたことを後日知り、驚いてしまった。

それにつけても、年頃の子供を連れた女が再婚した場合、その家庭において、人間関係が、うまくいかず、スムーズにとけこめるような心づかいをもってほしいと思う。周囲の人びとの心がけもさることながら、学校の教師も、このような事情を背負った児童の取扱いは慎重にしてもらいたい。単なる欠席であると見えても、その原因にはいろいろあるからである。

女給で働く二児童

青森 鈴木 俊三郎

(学校調査から)

婦人少年室長より長欠就労児童の調査依頼を受けて、K市内各中学校長とも連絡をとり児童の動向について調べたところ、H子とF子がH市の飲食店で就労していることが判明した。

H子は、中学入学当時より、要注意の児童で、登校していた時も常に問題を起していた児童である。学習に対する熱意がぜんぜんみられず、特に三年の二学期終了後から欠席しはじめ、家庭訪問をしても、本人には会ったことがなく、いつも外出していた。両親に対しては、家庭訪問の度にH子を嚴重に監視すること、登校を促がすように要求したがどうも効果があらなかった。

F子についても、前記H子と全く同様、成績は下位で学習面では全然意欲なく、再三の家庭訪問にも保護者が不在のため、ほとんど会う機会がなかった。家庭は貧困で、母親は出歩いていて留守の日が多く、子供の輩等には関心なく、放任状態のため、ともすれば欠席がちなF子は小遣いほしさに友人からの紹介で飲食店の女給として働くようになった。

(家庭の状況)

○H子の家庭

父(45才) 家畜業 月収約二万円

母(45才)

長兄(26才) 大工 月収一万五千円

次兄(24才) 公務員 一万八千円

兄(22才) 会社員 九千円

姉(19才)

H子(15才)

弟(11才)

家族は八人で、父は家畜業を営み、兄三人は何れも定職に就き、経済的には恵まれている方である。家庭内も比較的円満であるが、H子は中学校入学初当から不良仲間と親しくしており、学校側から父兄及び同人に対し、しばしば注意があつた。両親は度が過ぎるほど厳格なため、随つて本人の意思は取りあげられず、これが反抗となつて現われているように思われる点が多い。H子はますます放浪癖が大きくなるばかりである。

○F子の家庭

母(47才) 無職

姉(18才)

F子(15才)

弟(12才)

F子には兄が三人いるが何れも家を出て別居し、家は右の四人暮らしである。母には定職なく、兄三人からの送金が

ないため、市より月六、五〇〇円の生活扶助を受けて生活しているがなかなか苦しいようである。母親は常に留守がちで、子供の教育については全く無関心放任状態であり、数度の学校からの注意も意に介していない。

（深夜にわたる労働時間）

H子も、F子も、店は別々であるが、共に飲食店の女給をしていた。就業時間は午後五時から零時までの七時間、深夜に及んでいる。すでに一カ月余り就業しており、暗い家庭にいるより楽しそうで、女給をして働くのに興味をもっている。賃金はH子が月三千円のほか現物支給としてセーターやズボンを買っており、F子は月千円の小使いを得るだけであつた。H子の店は本人の姉が嫁いでおり、経営者の妻である。遊びに行つていゝうちに働くようになつた。今後はこのようなことのないようによく雇主主主に話した。また、H子にもよく理解させ、学校へ行くように指導する。

F子には、母親を通してよく話し、雇主主とも懇談した結果、就学する了解が得られ、漸く登校する運びとなつた。そして二児童共この三月無事卒業することができたのである。

（長欠解消はみんなの力で）

婦人少年室協助員の手により長欠児童の発見指導措置されるものは、全長欠児童数からみれば微々たるものであると思うし、それ以前の保護指導措置を要するものの対策が最も必要であると思う。

現在では、学校当局だけが本件に対して種々苦勞しているように見受られ、これに対する他の関係機関の関心が極めて薄いように思われてならない。これは単に学校当局にだけにまかせきりで解決できる問題ではない。まず教育委員会で、学校を通して長欠児童の事態を把握し、それぞれのケースに応じて市町村当局、福祉事務所、労働基準監督署、その他の関係機関を動かし、常に連絡を密にして長欠皆無のために力を注いでいただきたいと思う。長欠対策委

員会やPTAの手をまつまでもなく、それ以前において手を打たなければ明るい解決はむずかしい。現にこの二児童の場合をみても、早期発見がなかつたら卒業も不可能であつたと思う。幸いに協助員の微力が実ることができたのも、学校との連絡活動が効を奏したからであるところこんでいる。

救い 難い 貧困 家庭

岩 手 田 崎 信 治

（事例一、貧困な家庭）

管内の小中学校長に文書を出して問い合わせたところ、M男の長欠就労ケースが発見された。

父親はすでに亡くなり、病弱な母親は日雇をして働いているが、稼働日数が少なく収入もきわめて少ない。母子五人家族、長兄が二〇才、M男は三男で全部男の兄弟のみである。

二人の兄たちは、漁夫として働いているがシケのため収入もあがらない。そのうえ、弟の面倒もみるではなく、家庭のことについては何一つ顧みようとしない。

M男が働くようになったのは、家計があまりに苦しくなつたためである。最初は、就学に差支えない程度に、放課後から就労していたが、一年ほど前からほとんど登校しなくなつてしまった。就業先は近くの小さな精米工場で、精米業の手伝いをして働いていた。

M男は内気で無口な性格である。家庭生活の暗さが彼の性格の上に反映したものである。体は強健で学業成績は普通。就学についての困難点は特別にないと思われるので、担任教師と共に詰合つて家庭訪問した結果、すぐ登校するようになつた。本人が卒業後も引続いて働きたい意向もあるので、まず卒業までは学業を第一にし、無理のないようにとお願した。

(事例二 イカツリ児童)

T彦は、イカ釣りに出て働いていた。季節的に繁栄を有する漁業だけに、忙しい時期には家族労働力をあげて収獲に全力を注ぐのがこの地域の特徴である。女も、子どもも総出となる。

繰業の際は、T彦も小舟に乗りこんで沖に出なければならぬ。自家船を持たない漁民の場合は他家の船に乗り組んで働くのである。T彦もこの例で、大人たちと一諸になつて他の船に乗つて働かなければならない。

仕事のある日は朝七時から、夕方五時頃まで働くのであるが、時には夜遅くまでかかることもある。賃金は日給制で、一日三百円から三百五十円ぐらいもらつてゐる。また、雇用先は一定せず、仕事のあるところを探し、そこへ行つて働くのである。

子どもの多いT彦の家では、姉たち二人も日雇に出て働いている。父親も漁業でイカ釣船に乗り込んでいるが、シケの日が多く、これが一家の生活をおびやかすT彦の肩にも重荷となつてのしかかつてきているのである。

中学校の担任教師と、種々連絡をとり、あるときは共に家庭訪問をしたりした。父母に面接して就学の重要性について説明し、よく認識してもらい、卒業期も間近なので復学するよう、強く要望した。雇用先が変るので、雇用主との話し合いはほとんどできない。この両親の理解を待つのが先決である。再三の訪問に、ようやく両親も納得して、T彦を登校させる約束をした。

家庭が困窮してくれば、老若男女を問わず働けるものすべてをかり出して、一家総出で働くという風習がこの地域の人々の間に常識的な考え方となつてゐる。そのためには児童の人格も無視され、児童は単に家計の担い手の一部分にすぎないのである。この考え方を改めて行く必要がある。そして、もつと児童を人間としてその人格を認めて育てて行かなければならないと思う。日額三百円から三百五十円の金額は、T彦にとつてはもちろん、当地の中・学生の収入としても多いもので誰しも魅力を感じるようである。親も、子もそして周囲の人人も、この魅力をふり捨てて、学業の専ら、T彦の将来への幸福を覚えるよう、指導するにはどうしたらよいだろうか、一協助員の努力では、あまりに問題が大きすぎる。なにか、根本的対策がほしいと痛感された。

不遇な家庭

岩手 斉藤 フミ

(後妻に気がねして預ける)

地区民生委員協議会席上において長欠児童の問題が出され、L子が農家に雇われていることを知つた。この他にも二、三就労しているケースがあるようであるが、まず、L子について保護活動することにした。

L子の家は父母、弟妹六人家族であり、上のL子とK子は先妻の子である。父は後妻に気がねしてこの三人をそれぞれ他家へ出してしまつた。雇用といつても、実際は家庭的な問題が主なので、預けられてその家の小間使いとして

働かされていた。経済的なことは二次的に思われる。

家庭内はいざこざが絶えず、夫婦関係もしつくりいていない。父は農業を営んでおり収入は月三千円くらいである。先妻は昭和二十八年に死亡し、現在の母は後妻である。L子は先妻の子であるため、後妻からはあまり可愛がられず、父は妻に気がねして仕方がなく、知人Sのところへ預けてしまった。

L子は、欠席していることも影響して学力は全くない、基礎学力として学年を下げ低学年用教科書を使用して特別指導を行った。性格は明るく朗らかであるが、友だちといざかいすることも多かった。担任教師は、L子の日々の様子を知るために作文のやりとりをしたりしてよく面倒をみてくれた。

（問題点の把握）

L子が預けられたのは二年ほど前からであるが、雇用関係というより里親的性格のもので正式に手続きをとった方がよいと思う。わずかな小遣いをもらう程度で賃金はない。農事の手伝いから、炊事、留守番等をやらされている。担当民生委員に連絡して家庭指導に当り、その状況を書面にて報告された。L子が就労するについての問題点をあげると、雇用主のSの理解を求めることが先決である。そのために学校側と、児童委員が協力してこれに当つてもらうことにした。

（スピード解決をみて）

このケースは、就労の問題は思うようにいかなかったが、現在、L子が里子になつていいる形なので、正式に里親手続をすればよいと思われる。しかし、その名をかりて酷使されては困る。よく注意して観察したい。雇用主に説得したので学校へはすぐ通わせてくれた。L子もその後業しく通学している。義務教育が終るまでにはまだ三年間あるが、この間、学力のおくれをどの程度にばん回できるか、問題である。なかなか容易なことではない。それまで無事

卒業できるようにみんなが協力して見守つてやりたいと思う。

ボーダーライン層の長欠児童

山形 木田 虎子

婦人少年室で作成した資料をもとに、私は担当地区内のいくつかの中学校に行つて長期欠席児童の調査を行つた。その中の一つ、M中学校で、時々休んでは父親と一諸に日雇に出ているというK少年を把握した。

（K君の家庭の状況）

K君の家庭は、母が七年前に亡くなつた父子家庭で、兄二人、姉一人、妹二人の六人兄弟である。二人の兄は近くの零細な亜炭山の鉱夫として働き、僅かばかりの収入を得ている。父は六十才になり、若い時は炭鉱夫として働いていたというが、今は開拓地の小屋のような家を借りうけて住み、近所の農家の手伝いをしてはいくらかの日当をもらつてゐる。

この父親は真面目な良い人柄なので近所でもよく面倒をみてくれたので、子供たちが小さい中はそれでもどうにか暮らしていた。

しかし、だん／＼子供たちが大きくなるにつれ、生活は苦しくなるばかり、それに嫁に行つたK君の姉が、その夫の職が思うようにならず、二人で家に入り込んできたことも重なつて、その日の食事にもことかくような日がつゞ

くようになった。こんな中にあつても、スポーツの好きなK君は明るい少年だった。なかでも野球が得意で選手に選ばれたこともあつた程だ。

（就労について）

K君が時々休んでは父親と一諸に日雇に出るようになったのも、父が丈夫で働いており、しかも息子二人も働いているため、生活保護の対象とはならず、かといつて満足には食べさせられない。そこで、農家に手伝に行けば食べさせてくれるし、それにいくらかのお金をもらえろという口べらしをかねた一石二鳥？というわけ。

K君は、父親と同じように、きまつた雇主があるというわけではなく、農家の忙しい時に昨日はA家、今年はB家というように、頼まれては働きに行き、お願いしては働かせてもらうというまことに不安定な状況であつた。

（措置経過）

このまゝの状態が続けば、当然卒業など出来ないだろう。そこで担当教師と相談の上、義務教育の重要性について本人はもちろんのこと、父や兄、そして姉夫婦にも理解してもらうよう努めた。再三の説得のかいあつて、義兄にも働いてもらうことになり、又K君の就学については一家協力を約した。もともと学校が嫌いでないK君のこと、当然の結果として、三年になつてからの欠席はみちがえる程少なくなつた。

（布団がなくて就職をあきらめる？）

年の瀬もおしつまつた或る日、学校にうかつて、その後の状況をおきゝしたところ、最近では殆んど欠席がなくなり、三月には無事卒業の見込みという。しかしこゝに一つ困つた問題がおきた。それは、先日、東京の工場に就職が決まつたが、家が貧しい為に、父親は東京に持たせてやる布団がないし、作つてやることも出来ないの、折角きまつた職場だが布団を借してくれる職場にやるから、そこを断わつてくれといつてゐるという。きけば、この中学校

から、K君の他に二人が同じ工場に就職が決まつたが、この二人は、中流の農家なので親たちが充分な支度をしてやつてゐるという。K君だけは貧しいために布団がなく、この就職を断念しなければならないという。こんな可哀想なことがあるかしらと私は思つた。K君がもしこの就職が出来ず、そして思う様な職場を得られないで不良化でもしたらどうしよう。例え不良化とまではいかなくとも一生この少年の心にこの事実が傷のようになって残るのではあるまいか。いつそ保護家庭であれば何とかなるのにと思つた。

ボーダーライン層であるために、何の保護も得られない。私は先には何とかして見るからその就職口を放棄しないでくれるよう頼んで歸つた。早速市の社会課に相談に行つた。社会課では福祉協議会の理事会の承認を得れば……と云つてくれた。ちようど歳末助け合いの協議のために開かれた理事会の時に、K君の実情を力説して布団一組の給与について賛同を求めた。皆心よく同意して決議され卒業と同時に、シーツをそえて一組の布団が贈られた。三月の末に少年は希望を胸一杯に秘めて就職列車の人となつた。その後、K君からは「元気で働いてゐる」という便りを受けて、ほつとした。学校からも、先生が工場を訪問したが、工場主は大へんいゝ方で、K君も元気でたのしそうに働いてゐたという報告を受けた。

(後記)

ボーダーライン層の長欠児童の場合、長欠そのものは解決しても、卒業後の就職についても問題があるので、今後更に各中学校の三年受持の教師とよく連絡をとつて協助力としての微力を尽したい。

母子家庭の子

茨城 石垣 美根

(父のない家庭)

市教育委員会及び学校、カウンセラーの協力によりT子(15才)を発見し、これをケース・ワークした。父は病気でT子が小学校に入学する前に死亡した。母は五二才で、日雇をしていたがその後坐骨神経痛で働けず、また次男が病気になる入院したため、生活は極度に苦しく、生活保護を受けるようになった。

兄弟は兄三人、姉一人の五人で、長兄と姉は東京方面に働きに行っており、行先不明。三兄は工業所の工員として働いているが、月収少なく、家への援助は不可能である。T子もこの貧困家庭では義務教育すら満足に受けることができず、中学入学と同時に次第に学校を休みだし、働き始めた。

(就学の奨励)

T子は、中学校へ入学すると同時に就労した。母親が雇用主を知っていた関係でT子を預けたのである。就業先は米屋で、仕事の内容は、配達、手伝い、炊事、子守等で、一日約八時間位働いており、賃金は月額千円程度もらっていた。

T子は体が大きく健康であるが、学業はあまり好まず成績がよくない。おとなしい素直な性格で、人の話もよく聞

いている。学校へ通う意思がなく、会つて就学の大切なことを話して悟らせ登校するよう納得させた。同時に、雇主及び親に会つて教育の必要性を理解させ、ようやくその見通しがついた。

なお、前記教育委員会、カウンセラーの方や学校の先生方と話し合い、その協力を得てT子は午前中学校へ行き、午後は子守をして働くようになった。今まで月額千円の給料も半分にしてもらい、後の半分の給料分は、市オパール婦人会から援助協力してもらうことになった。

この給料の問題は家庭の経済と直接結びついているだけに、なかなか困難な問題である。すぐ市や、婦人会の援助があつたので早期解決をみるこゝろができたことは幸いであつた。T子は十月十六日以降毎日登校し勉学に励んでいる。

(もつと総合的対策を)

婦人少年室、教育委員会、学校、福祉事務所、その他この長欠児問題に関心をもつ団体等が集つて、各地域ごとに会合を持ち、意見を交換することができないものだろうか。とくに総合的な対策が打ち出されたらと切望する次第である。大きな一つの目的に向つて、関係機関の末端の組織まで総動員できたら、複雑な、しかも救いがたい長欠児童の問題も解決が早いであらう。それを期したい現状では、協助員の微々たる力で、能率のあからない仕事を続けてゆかねばならない。われわれの努力もより効果的に活用されるよう関係当局の一考をお願いする。

里子にされた長欠児

梶木 小林 正一

（農家に雇われる児童）

先年市内H地区の農家数軒が、東北地方の子供を里子として迎え酷使していたので、かねがね注意をしていたところ、三十四年の暮、Y中学校のT教諭が私の知人であったので訪ねて長欠児童があるか、又地方から来ている子供はいないかと尋ねた。するとG地方から三名の子供が来ていることが判り、しかも長欠しているとのことなので、直ちに婦人少年室長に連絡した。室では、県教育委員会で調査した結果、五名の無届里子と、長欠就労児童であることが発見された。

（大谷石で生きる一家）

O子の母親は二十六年に死亡して家族は父親と弟と三人だけ、父（54才）は大谷石切場の雑役日雇として働き、月三千円余りの収入がある。しかし、酒を好み、わずかな収入も殆んどこれに費されるので子供の生活は極貧である。その上、右眼失明、脚部の神経痛のため十分な働きができない。家は二坪ぐらいで地下へ一米掘下げ、大谷石を積み重ねて壁とし、屋根はトタン葺、床はわらを敷いてその上に布団を敷き、放しである。このような状態であるから子供の教育どころではない。父親は自分のことだけで子供のことは全く無関心である。

（里子でない里子）

O子は三十四年三月頃、O町無職M（66才）の世話で「口べらし」のために市内S町の農家N方に里子として預けられた。そして、Mは米とバス代六百円ほどの紹介あつた。旋料をとっていた。これは里子と称しているが、いわゆる正式の里子ではない、内容は極めて悪質なものである。

雇用先のN家は、当地方では中流の農家である。子供たちが小さいので使用人二人をおき、家族は五人である。O子は勝手の手伝や雑用に二、三時間ぐらい働かされるだけで、農閑期はあまり仕事らしい仕事をしない。しかし、繁忙期になると早朝から深夜まで働かされる。賃金は定めてなく、小遣いとしてわずかなお金と衣類などの現物支給があるだけである。

O子の性質は暗く、社交性に乏しい、とかく孤独になりがちで勉強は嫌いではなかったのであるが、あまり長く欠席して学校と遠ざかるようになってからは全然興味がわかなくなっている。三十四年から翌年にかけて断続九六日の欠席、学業成績は下る一方であった。O子は正月に実家へ戻り、それっきり就業先へはもう帰りたくないというので、市児童係と、O地区担当福祉事務所主事と話し合い二月には親元に帰した。長期欠席のため元の学校へ行くのは嫌だということでG中学校に転入させた。親子にも度々会って十分注意を促がした。

父親が十分働けないので地区民生委員に依頼し、生活扶助一、五三九円、教育扶助一、五三九円を支給されるようになった。児童自身もよろこんでおり、その後一日も休まず登校している。

（めぐり里親の一幕へ）

私はケース発見と同時にいつも市福祉事務所児童係に連絡する。ここでは、里親、児童福祉法第三十条の手続の有無等大体の事情をつかむことができる。また、地区の児童委員とは特に連絡を密にする必要がある。八軒も離れてい

る児童の家へ度々行くことは大変であるから児童委員の協力は有難かった。

労働基準監督署長の私宅が私の家の近くなので、常に連絡し指示を仰いでいる。O子と同時に四名の児童についてケース・ワークをしたが、その中に一件悪質なものがあり、監督署長の手を煩わしたものがある。

このケース・ワークを通して判明した里子でない里子について、もぐり里親一掃のため里親連絡員制度が誕生した。これは全国でも初めての試みである。十二地区に連絡員が置かれ、協助員の活動と相まって効果をあげている。学校でも手をやいていた長欠が解消されたことに對し学校長から感謝の手紙が届けられた。

栃木県青少年問題協議会では、これを契機として長期欠席をなくするため、対策要綱を配布し、原則として小中学校児童の連続又は断続七日間の欠席児童は市町村教育委員会に通知し、指導措置を講ずることになった。

経済的援助の手を打つことが大切なことであるが、それと併行して保護者を説得して理解させる熱意が必要である。

Y中学校の五名の長欠就労児童のケース・ワークが割合に早く終結したのは、各方面の連絡活動がスムーズに行なわれたことと、一つには新聞、ラジオ等に大きくとりあげられ報道されたことも地域社会の認識を高めるのに大きな役割を果たしていると思う。

今後はかかる不祥事例が再発しないように努力するとともに、多くの人々に協力をお願いしたい。

卒業はしたけれど

千葉 白鳥 寿 恵

(近所の人話から)

K子は、私の家のじき近くに住んでいる子供である。毎日定った時間に出てゆくので、学校に通っているものだとばかり思っていた。それにしても、服装が少し派手だと思つて近所の人によく聞いてみたら、この頃、あまり速くないところにある玩具工場に勤め出した様だとの話に驚いてしまった。

早速家庭訪問をしてみると子供は六人、父親はだるま船に乗つて働いていた。子供がつぎつぎと生まれる頃、他に女を圓つて熱をあげ、家へは生活費も入れなくなつてしまった。

母親は食べるのに困つて、高利貸から金を借り、その利子が月々七千円にものぼつた。生活はますます苦しくなるばかりである。K子は長女で、子供を生んでいる頃の母親が弱かつたため、学校を休んで家事を手伝っている時が多い。中学校二年の頃からほとんど行かなくなつてしまった。その間、一年以上も休んでいても先生の家庭訪問は一度も受けていないようだった。

学校を長く欠席しているので成績も下がり、通学していればそんなに悪くもないのであるが残念である。旅行するときは必ず出て来るのでそんな折に就学を促がすといのであるが、教師の関心は薄い。

（つみ木工場の仕事）

学校から職場へと調査の歩みをすすめる。雇用主は、K子はもう学校を卒業しているのだと思っていたとのこと。工場はつみ木を作っており、日給は二百円、K子の仕事はその日、その日によって変り、今日は塗り方、明日は仕上と定まっている。朝八時から夕方五時までの拘束九時間の八時間労働である。

いまずぐ工場をやめるわけにはいかないが、学校との話合で、朝のホーム・ルームだけは出るようにとのことだった。K子は毎朝学校へ登校してホーム・ルームに顔を出し、終るとそのまま工場へ出勤する。日給は百五十円に減らされたが、しばらくそのまま通っていた。

（三十男と関係）

K子は早熟な子で、近くの飯場へよく遊びに行きその一人の男と関係していることがわかった。いろいろとK子にもいい聞かせ、その男にも会って話をした。三十才位の年輩の男である。相手はまだ子供であるからと、よく納得させ、手を引いてくれるように頼んだ。翌日学校へK子連れて行き、受持の先生と会い、事情をよく話してくれぐれも頼んで帰った。しかし、二、三日すると、またK子が出ていないと連絡があったので、それからは二日おきぐらいに家庭訪問をつづけて登校をすすめた。目をはなすとすぐ休むので手におえない子である。

母親の苦しかった借金も、兄弟が割合に楽に暮らしたので兄弟たちに金を出してもらって、高利貸には一度に返済し、以後少しずつ兄弟たちに返してゆくように取り計らった。しかし、K子が男となかなか手が切れず苦心した。この春、学校当局の厚意もあってようやく卒業することができたのはほんとうにうれしかった。

（ケース・ワークの反省）

私は、児童委員もしているので就労してない長欠児童も一緒に連れて学校に行き、同様に受持の先生にお願いし

た。先生によっては大變よく私たちの立場を理解してくださり児童のことも熱心にみてくれるが、なかにはいい加減な先生も多い。長欠児童の世話までは倒底手が廻らないといったような態度をする先生もある。

K子の場合、二、三日休むと電話で「また休んでいる」と連絡してくれただけで、私も行きますから、先生も一度行ってみてやってくださいとお願ひしたが、それからは一向に誠意がなく、休んでも全然連絡してくれなくなってしまう。どうも無責任なように思われてならない。

また、K子が登校しているといっても、全く形式的で、学問を受けるわけではない。何とか特別な指導はしてくれないものかと、しみじみ思った。これでは、学校本来の使命とはほど遠い感がある。

K子は、どうやら卒業できたが、間もなく妊娠し、中絶の手術するため手続をとってやるやら、なかなか手数が多かった。長欠児は貧困のみの問題ではなく、このような複雑な問題が錯綜している場合が多い。また、母親の生活態度も強く反映しているし、一番気になるのは、その家に必要な収入を所ち、私たちも二日おきぐらいに訪問してやると児童を学校へやっても、さて、児童には授業の内容が一向にわからないということであった。もう少しめづまれない子に親心がほしいものである。

貧困にまつわる問題

千葉 村越 てい

柴崎 みつ

その(一)

(内縁の母)

協助力担当区域内の学校をときどき訪問して、長欠児童の状況を調べ、その指導督励をしていたところ、K男にかかるケースが把握された。

K男の父は横浜方面から造船所工事の際、この町に移住して来た。その頃末亡人だった今の母(継母)の家に住み込むようになり、後でK男を連れて来た。父は自称早大中退などといい、口は達者であるが遊んでいて一向に仕事はしない。昨年町会議員選挙の際には立候補したくらいであるから相当気が強い男である。

継母は現在の父とは内縁関係にあり、長男(20才位、別居して働いている)と十二才の女の子がある。父との間にも八才と六才の女の子がきている。毎日土建仕事の入夫として働いており、その収入で親子五人が生活している。したがって生活も苦しいため、K男も継母の縁故先にあずけ、継母の所有していた家屋も売却してしまった。夫婦仲もうまくいかず、家庭内もいざこざが絶えない。継母も嫁いだことを今となっては非常に後悔しているようである。

(釣舟に乗って)

現在、K男の一家は造船所の倉庫後へ引越している。その時、近所の知人で釣舟業を営んでいるS氏宅へ「K男は

頭腦が悪いから学校へやっても駄目だから沖へ連れて行って漁師にでもしてくれ」と、当分預かってもらうよう依頼した。以来K男は毎日釣舟に乗り、助手として働いていた。お客相手の仕事で、朝から夕方まで働かされるときもあり、また午前中だけのときもある。労働時間は全く不定であった。賃金の取りきめもなく、住み込みでわずかな小遣いを貰っているだけであった。

しけの日や忙しくない時などは仕事がないから登校していた。知能が低いうえ、学習に意欲がなく、粗暴で他人に迷惑をかけることが多いので学校ではあまり好ましく思われていないようである。就学をすすめても、この問題には頭が痛い。雇用主を通じ、または本人に直接会って徐々に就学を説得した。

（他機関との連絡）

学校及び家庭訪問をいくたびかなし、その事情等を明らかにして関係機関へ連絡協議し今後の方針をたてた。まず、雇主に対してK男の就学について配慮方を再三にわたって依頼したところ、雇主も困り、K男を親に帰えそうとした。しかし、親はK男を引きとらなかつた。また、今までK男が学校へ行った時も、学習に参加せず、目をはなすと悪いことをするので、事実、学校でも特別扱いをし、毎日来られても困るらしい様子であった。

民生委員にも連絡をとり、家庭訪問をしてもらいK男の生活指導にあたっていた。労働基準監督署には調査した実状を話し、処置方針について相談をした。同時に雇用主に対する指導も依頼したのである。K男については欠席日数が多いので学校生活にはなじめず、ここに至っては救う道がないようだ。結論的に、K男はS氏宅で面倒をみてもらった方が一番よいと思われた。

（教育以前の問題）

この町には数年前から長欠対策委員会ができており、地区の漁業協同組合も協力して、長欠児童の対策を考えてい

る。P・T・Aの懇談会等を開催し、一般地域人の関心を漸次高めつつある。しかし、逆に現実の措置は後退しているように思う。この学校には昨年度まで長欠対策委員が一人配置され専門にこれにあたっていたが、三十五年度はそれがなくなってしまった。甚だ遺憾なことである。そのため、学習に参加できない長欠児童も、一般の児童と同じにあつかわれているから、いろいろと困った問題がおこる。今まで長欠児童のために特別学級が設けられ、そこでK男のような児童も個別指導がなされていた。したがって児童も或程度学校に興味を持ち、この教師を信頼していたのであるが、現在では長欠児童の特別指導などはとてもできるところか、三学期になっても学校訪問した際、「K男の出席はこれ位でよい、これ以上出席されては困る、進学の受験準備の邪魔になって仕方がないから督促はこのへんで」と教師からいわれ全く以外な思いであった。

しかし、一人のために四十人を犠牲にすることはできないので無理のないことだと思ふ。他地区と異なり、長欠児童の多いところではそれなりの特別行政措置がなされてもよいのではないか。長欠対策教員の必要性を痛感した。実際には教育の問題でありながら、それ以前の問題があまりにも多く、かつ大きすぎるからである。過去の長欠対策教員の実績は非常に大であったと信ずる。

その(二)

(子供の多い家庭)

T子の両親は疎開者で、この土地へは二十九年五月隣町より移住して来て部落の公会堂に住みついた。父は以前東京で餅屋職人をしていたが、ここへ来てからは日雇稼ぎをしながら六人の子供をかかえて貧困な生活をしていた。

T子は中学三年、夏休みに、お座のある家庭に、家事手伝いに行き、そのまま学校が始まってもしつかりに雇わ

れるようになり、ずっと欠席していたのである。一つには生活が困るので「口べらし」として働かねばならなかったから、仕方なく就業していた。

すでに七十六日就労しており、賃金は一カ月千五百円を支給されていた。

（親切的な民生委員）

学校、家庭民生委員等を訪問して家庭の事情、長欠の事由を逐一調査し、雇主に依頼してT子を出席させるように話をすすめた。なお、本人には特に子守をしながらでも欠席しないように話し、経済的な援助については民生委員に依頼した。

その後、民生委員の熱意により、町より十二平方メートルばかりの小さな家を建ててもらい、生活扶助も出るようになった。しかし子供がまだ小さく、多勢なのでなかなか大変である。民生委員はたびたび家庭訪問をしてT子を励まし、就学を促がした。

本児は休みぐせがついて出席するのがおっくうになり、嫌がって困ったが、再三の説得でようやく登校するようになった。時には早帰りをしたり、子守をしながら学校へ行くこともあった。さいわい、学校も近いし、雇主が自宅にいるので都合であった。雇われの身でT子は友だちの家へ遊びに行くのもひけ目を感じていたが、早期発見により無事就学したので好結果をもたらすことができた。

（厳しい現実をみて）

定職もなく、家もなく、中学生を頭に六人の子供、おぶったり、手をひいたりして、母は浜へ薪拾いに出ている。これを見て、「なぜ学校にやらないのですか」などとほとていえない。生きることと精一杯であるT子の家庭何んとか援助の方法はないものかと、その方が先決であった。

ここの担当民生委員が実に親切に面倒をみてくださったのに感心した。漁村の長欠児童の家庭をまわって見ると、だいたいの家庭に子供が多い。そして貧困である。親たちは子供の教育のことなどとても考えている余裕がない。したがって、よいことをしなくなるので、この点にも問題がひそんでいるのはなからうか。計画産児の指導も地域的に必要であると思う。明るい家庭生活を築くためにも。

貧困と学校嫌い

山梨 藤井徳次

(家庭状況)

一、家族の人間関係

父(46才) 無職(別居中)

母(48才) 世帯主 女工月収四、五〇〇円

S子(16才) 長欠児 中学三年

弟(13才) 小学六年

妹(8才) 小学二年

二、経済的事情

S子の父は浮浪へきがあり、定職もなく家を出た。また妻子と別居しており、母は女工に出て月四、五〇〇円の収

入を得ているが、これだけの収入では、S子以下二人の子供を養うにはとても不足である。

S子は、小学校卒業後小使様ぎの意味もあって母親の手を通して某織物工場に就職したが、仕事は家事の事伝いと織物工であり、一ヶ月一、五〇〇円の賃金をもらっているが、S子の話では、家には一銭も入れず、毎月千円づつ嫁入り仕度をととのえるために貯金しているという。

(ケース・ワークの概要)

一、学校の担当者と連携し、登校方を督促すると共に、住込み場所附近の同級生グループを組織して、毎日登校を誘わせ、本人が学校に行き易いような雰囲気を作った。

二、母親の居住する部落の民生委員に連絡し、生活扶助料の確保に努めて頂き、本人の就学を容易にするための経済的な措置をしてもらった。

三、一方労働基準監督署に連絡して、雇傭主が登校方を拒否した場合の監督実施をたのみかつ、協助員の説得により話をつけるよう配慮した。

四、雇傭主、母親を説得して登校させることを約させ、中学校の担当教官との連絡を密にして、S子の登校を確認した。また、ときどき就労先を訪問して指導した。

五、学校長と打合せて、本児の取扱いを一般の児童と別にし、種々の会費を免除した。宿題、質問等は、状況に応じて軽くするように考慮し、本人がよろこんで登校できるように万全を尽した。

六、再三の、要請協力に、校長や担当教官が恐縮感謝し、その後学校当局でも、家庭訪問が、頻繁に行なわれるようになり、長欠児に対する指導が一層強くなった。

七、協助員の事業場訪問や、意見の紙上発表等によつて、長欠児を就労させていることは悪いことであると社会一般

にも認識されるようになり、関心が高まったと思う。

（活動を終えて）

一、このケースから言えることは、母親の教育に対する認識不足と、本人の自覚が足りないことである。貧困と学校嫌い（勉強嫌い）が重なっており、雇用主はこれらの弱点をうまく利用している傾向が見受けられた。

二、貧困を解消するための社会保障制度によりかかりすぎて、それを当然のように思う気持ちが生じ、自立心を失っているものが多いと思う。精神的な啓発指導をもつとしたらいいのではないだろうか。

三、長欠就労の大半がその原因について児童の語るところなどを参考にしてあげれば次のようにいえる。

1、先生の取り扱いが好ましくなく、叱つたことや、別者扱いにした、馬鹿にした、というのが理由で、面白くないから休んでしまう。教日たっても、先生が家にこないから、そのうちに家でも役にたつからと、便利に使い始めるのである。他家でも、手伝い方を要請してくる。ときに登校しても学業が遅れているので、先生からもまた叱られる、いよいよ本人は不愉快になる。そこで面白くないからまた長期欠席となっていくのである。

2、次に貧困で教科書も買えない、特に、運動会、修学旅行等に仕度ができないで脱落するのも、ままみられる。

3、それから親の無理解による長欠である。現在の中学校は義務教育となつているが親は小学校の卒業である。それで、一人前の大人として立派に暮しているから、それ以上の教育はいらないというのである。可愛いわが子には自分より余計に教育を受けさせたいという気持ちになれないものだろうか。

4、ここは機屋が多い。これらの中小企業では、労働基準法違反の事業所が非常に多い。児童の使用をはじめとして、夜間の就労、長時間労働、とあげればキリがない。また、それを当り前のように思っている。これら雇用主への指導監督もさることながら、自発的改善を望んでやまない。

一人ぼつちの子

愛知 小林 あさ

(学校に協力依頼)

過般、協助力員において、婦人少年室長より長欠就労児童対策要綱について説明があつた。早速地区協助力員(三名)会を開き、区内小中学校四十一校長あてに、書面にて右趣旨を述べ、保護救済のため該当事者有無の回答を求めた。

その後、G地区には多数の該当事者があると聞いてG中学校に長欠係のH先生を訪ね、その状況を伺つた。中学校には長欠児が四十名余りあり名簿を頂いた。また、小学校にも相当数いるとうかがつたので、校長及び教頭の先生と会つたが、態よくあしらわれて把握できなかった。従つて、中学校の長欠者名簿を頼りに家庭訪問し、もし、その弟妹に長欠児がいる場合には、その氏名を指して小学校担任教師を尋ねることにした。こうして小学校とも結びつきをもつことができた。

ある日、Y先生から「私が一、二年担任した児童で、三年生に進級してまもなく出校しなくなり、消息不明のまま心ならずも今日まで二年余を経過している」と訴えられ、S夫のケースを知ることができた。

S夫は入学を一年猶予され遅れて、入学したので、現在六年に在籍となつているが十三才である。翌日民生委員に案内されて路地の奥にある彼の家へ行つた時はS夫はただ一人鬍毛を並べて内職をしていた。

(S夫の家庭)

当時、S夫は(12才)、父(32才)、五人目の義母(42才)の三人暮らしであつた。家はアラ壁の二室であるが、これは祖父に建ててもらつたものである。

父は、以前土方をしていたが、今は定職なくオートバイ修理などをして月収七、八千円稼いでいるとの由、役場の調べでは収入一万五千円となつてゐる。義母は、労働収入はなく、先夫の許においてある五人の子供の世話をしに時々出かけて、二、三日位ずつ家をあける。S夫の世話もよくしてくれるので、一見平穩な家庭のように見えるが、三人バラバラで、父子は共に口数少なく、意思表示をはつきりしないので事がスラスラ運びにくい。

そのうえ、三人とも不在がち、父の兄弟の家が隣近所に四軒もあるが、この家の動靜について語らず、取りつく島もない思いで何回となく無駄足をした。父は子供の将来とか、教育には無関心で、盲愛、放任で数日間家をあけて戻らないこともあり、裸電燈一つ、人気がないこの家に悄然としたS夫の姿を見るとき、全く胸が痛む思いだつた。

内職の刷毛作りの材料は隣りの伯母のところからまわしてもらつてゐるが、何本もできない。賃金は一日百五十円、一ヶ月で千五百円から三千三百円ぐらいになる。家で内職してゐる時もあり、他所へ行つて先方で働いてくる時もあった。その働き先も転々としてゐるらしく確答は得られない。

(ケース・ワークの概況)

S夫発見後一カ月がかりで説得、漸く登校するまでにこぎつけた。五年生の第三学期から授業を受けられるようになり、一旦仕事から手を引くことができた。しかし、四月、六年生に進級すると学業がおくれているので親しめず、小遣錢もなくさびしくなつて、また休校しはじめた。

五月には三分の一休み、六月には半々、七月四分の三と次第に休む日が多くなつて行つた。家庭訪問すると不在が

ち、就労のための休校と思われる。八月の夏休みとなり全く学校とは縁が切れた感じである。

八月二十五日、肺結核発病、十一月まで休学し、治ゆるとまたまた就労しはじめた。就業先は刷毛製造所、朝八時から夜八時半まで、拘束十二時間、実働九時間半、毎日弁当持ちで通勤していた。賃金は、刷毛一本五十銭、一日五十本位仕上げ、月収八〇〇円。これはS夫の話であるが、同年輩の他の子供と比べると不審の点がある。実際にはもつと多いのではないだろうか。

さて、S夫に会つて話してみると、彼は学校の話には一向に無表情である。学校の担任の先生と協力して何度も家庭訪問した。ある日、部屋の中で一人ボツチのS夫を発見し、今までのS夫に対する援助のことをあれこれと話し、将来のことなど語っているうちに、ハッと何かを思い出したように、明るい笑顔を見せた。私が「学校へ行こうね!」と誘いかけるとよろこんでうなずくのだった。その日はそれで帰り、担任の先生に早速報告し、それから父にも会つて説得し、ようやく十二月終業式前になつて、S夫は義母に連れられて校門をくぐつた。

一月八日、始業式の日から通学しはじめたが、S夫は、乗除の九九も知らないし、二年生ぐらいの学力しかないのに、この五年生仕上げの第三学期の授業について行かれるだろうかといささか心配になつて来た。私は知人の家から二、三、四年の算数、国語の本を借り集めて、毎日帰途にS夫に立ち寄らせ、補習指導をしてやることにした。

「S夫は字が習いたい」という。叔母の家から一人で帰れない「街の名は仮名がついとらんで……。」と嘆げく。こんなようであるからこれからの指導が思いやられる。家でも学校でも、誰一人顧みてくれる人はいない。日が経つにつれて、いよいよ指導はむずかしくなつて行つた。

ある時、S夫が自分は自動車の修理工になつて大きい工場で働きたいと話したので、果児童相談所に連れて行つて知能テストをしてもらつた。「新田中B式テストの結果、IQ 93だから平均値に近いS夫は、やればやれるからしつ

かり勉強しなさい」と所長から励まされた。本人も大いに気をよくし自信を得たのであつた。今の学校ではとてもついていけないし、この子をどこかえやつて勉強に専念させることはできないものかと、いろいろ考えた。しかし、まだ、やつと小学校を終つたばかりの年令では、このまま社会に出すわけにも行かない。

この地区は、刷子を作る工場が多く、街のあちこちに工員募集のビラが貼つてある。そこには「年令を問わず」と必ず書いてあり、暗に年少者雇用を誘つていふように見える。もう少し、業者の自覚がほしい。S夫の他に、このよきな児童が沢山いるのではないかと危惧される。

(結果の反省)

一年四ヶ月間このケース・ワークに取り組んで、坂に車を押して行くのに似て、しかも、まだ中途半端な状態で心もとない。まことに残念ながら何も成果としてみるべきものがない。S夫の肺結核の早期発見とこれが治りに成功したことが何よりの効果である。多少、協助員のP・Rにもなつたことはよいことであつた。

S夫の就学費用を公費から出して頂く途はないものかと、方々に手をつくしたが不可能だつた。折角学校へ行つてもただ休だけ行つてゐるだけで、その内容は全く空虚である。そこを充実させるためには、なかなか大変なことだ。協助員の微力では、とうてい解決され得ない現状である。法規的にみればいろいろ余曲折があると思うが、それを杓子定規に考えていけば、現実の不幸は救われがたい。保護の対象、つまりS夫の場合、本人のために、親身になつて考えてもらいたいものである。

参考までに、次のことを関係当局にお願いしたい。それは教育費は児童個人毎に別個に考えて頂きたいのである。理由は、生活保護費と教育費が一緒に支給されるのでこれを親が使い込み、実際には目的が達成されていない場合が多い。また、生活保護の適用にならないが、それとすれすれの程度に困窮している家庭の場合、その家庭の児童の教

育費は別に考えて支給してほしいのである。現にこのS夫の場合などはそのよい事例であるから。

職を求めて転々

奈良 水木 すす

(家庭の状況)

中学校を訪問してA子の事情を聴取した。家族は五人でA子は次女である。

父 (54才)	靴作り	月収一五、〇〇〇円
母 (50才)	製品販売	一〇、〇〇〇円
兄 (20才)	靴作り	二〇、〇〇〇円
姉 (18才)	〃	二〇、〇〇〇円
A子 (15才)	草履作り	三、〇〇〇円

この他兄が四人おり、最初は家で同じ靴の家内工業を手伝っていたが、現在はそれぞれ家を離れて世帯を持つている。家庭の収入は一日平均一、〇〇〇円乃至一、二〇〇円になり、他に四人の兄たちから毎月一、〇〇〇円あて両親に送金がある。

長い間貧乏にしいられてきたせいか、金さえあればどうにでもなる、教育などどうでもよい。金さえあれば大学出

の人間も使うことができるといった考えである。こういう状態であるから子供の教育には全然関心がなく、金の魅力のみに専念している。

（就労の経緯）

A子はじめ少し学校に興味をもっていたが、もうすでに二年近く欠席しているため、親も、本人も学校へ行く意欲は全然みられず担任教師との再三の家庭訪問も徒労に期した。家庭で父母の靴作りの仕事を手伝っていた当時も、私たちが行くとすぐ姿を消してしまつていくら呼んでも出てこないことが多かつた。A子の家は私のところから一里も離れているのでなかなか訪問できないので細かな指導はむづかしい。

欠席してA子は近くの靴作りの工場に就職した。早速、雇用主に了解を求め就労を断つてもらつたが、家へ帰らず、また別な場所に職を求めて転々とした。現在は市内T町の某草履作り工場で働いており、家内工業であるが月三千円程度の賃金をもらっている。A子が勉学を嫌い、いくらすすめても効果がないし、このまゝ雇用主と相談してよりよい労働条件のもとに働かせた方がよろしいのではないか。もう少し様子をみて措置したい。

（長欠児対策の効果）

教育委員会に行き、教育長と話し、また、一緒に部落の公民館で中学校長、長欠対策教師、婦人会長等と懇談、具体的長欠児童対策について話合つた。幸い協力員も近くに居り共同で活動できるので、長欠児童も次第になくなつてきた。

特に長欠とからんで問題とされるものに同和部落の問題があげられる。自分でも、その実態を知るために方々へ視察に行つたので大変勉強になつた。この問題は歴史的にも根深いので真剣に考えてあたらなければならぬ。教育長や婦人会長らと部落の青年を交えて話合つたので地域の長欠児に対する関心は大分高まつたようである。しかし、ま

だ、まだ道遠しといわねばならない。これを契機として、もつと認識を喚起したい。

(教育の必要性)

この地区は、市より大分遠く離れたところで、同和地区でも他の地方と事情が異つてゐる。村全体が製靴に従事しており、早婚の風習があり、男は十七才、女は十五才位で結婚する。そのため、早くから働いて結婚の費用を稼ぐのである。また、靴を作るには少しでも若い時から技術を覚えさせようとする傾向が強いので、どうしても学問はおろそかになる。義務教育は小学校だけで十分、中学校など必要ないと思つてゐる。もつと、もつと教育の必要性をPRしなければならぬと思う。しかし、それと同時に、貧困からの救出という根本対策が解決されなければならないのではない。

同和部落——貧困——長欠と連関した問題は単にその一部の現象を見てすべてであると考えてはならない。就職の問題、結婚の問題、生活援助の問題、これらが総合的に改善されてはじめて長欠児童の問題も明るい解決を見ることができよう。われわれ協働員の努力もその日のために捧げられるのである。

末弟の死から反省

鳥取 毛呂 みやこ

(家計の苦しさから)

一月下旬、中学三年生から、長欠中の生徒が毎朝登校時に学校とは反対の方向へバスに乗つて出かけるということ

を聞いたので、学校と連絡調査の結果、A子であることが判明した。

その後、家庭を訪問、母親に会って話したところ、家庭の経済が苦しいので、学校を休ませ、弟の子守を兼ねて近所の子守をしている。雇用関係がないので賃金もとりにめていないが、月大体五百円位の小遣いをもらっているとのことであつた。しかし、後日再び家庭訪問し、本人と直接話し合つた結果、A子は市内の料理屋に女中として就労していることが判つた。家族は、

義父(35才) 公務員 月収一二、〇〇〇円

実母(41才) 木綿工場雑役 月収四、五〇〇円

姉(16才) 会社員 月収五、〇〇〇円

A子(14才)

妹(11才)

弟(9才)

弟(5才)

弟(3才)

母は実父の戦死後、本兄と姉とを連れて現在の義父と再婚、腹ちがいの弟妹四人あり、父は地方公務員であるが、借金がかさみ、給料は返済のために差引かれ、月々五千円程度で生活しなければならず、生活は非常に苦しかった。

その後、姉が工場に就職できて、生活費を補なうようになったが、A子の教育費までにはまわらない。母は幼児が二人いるので働くことができないので、遂にA子を勤めに出すようになってしまった。両親共に教育程度が低く子供

は放任されており、貧困のためもあつて不和の絶えない家庭である。

（料理屋での仕事）

A子の就労先は、結婚式場で披露宴会場をかねた料亭である。母が以前に仲居をしていた関係で、現在まで百日位断続的に就労していた。仕事は、結婚式の際の巫子や膳運び等で、結婚式一回につき百円である。一日の最高が五百円になることもあるが、労働時間は定まつていない。春秋の結婚シーズンにはほとんど毎日就労しており、仕事も忙しい。

A子は、母親に似て美貌である。中学三年とは見えない大柄で、肉体的には立派な社会人に見える。母の留守に義父がA子に対し、卑猥な態度に出るという事実もあつたらしい。

八人家族が、父の薄給で生活するにはあまりにも苦しい。毎日毎日を窮々と過していたが、母は年下の夫にことのほか気がねをし、子供のことを省みる余ゆうとてなく、暗い家庭であつた。少しでもお金になればと、母がなんの考慮もなく、A子を働かせたわけで、人の子の親としては軽卒極まりないと痛感させられた。本人は通学を望んでおり、できれば早く学校へ行きたいとのこと、早速私はその希望を実現してやりたいと思つた。

（保護指導措置）

解決のためには、先ず保護者に対する指導、経済面の援助が必要であると考え、婦人少年室、学校等へ赴いて相談した。学校では、再三家庭を訪問し、両親に義務教育の重要性を説明し、通学に対する理解を促す。第二人は保育所に預け、母親を本綿工場で働かすようにした。（給料四、五〇〇円位）

保育所の費用を免除してほしいと思い、市の福祉事務所に申請したが、父が市の職員であるため、適用されなかつた。また、室長の指示を受けて、父親の勤務先を訪れ、事情を話し、借金の返済方法の再検討を依頼した。両親も親

戚に相談した結果、一部を立替えて貰うことができたので、今後生活できる程度に返済し、この問題を一応解決させた。

家庭訪問する度に毎に、衣類、菓子等を持参して家庭の建て直しに努め、ある時は、義父が母の留守にA子に対し卑猥なことをしたので、児童相談所に事情を告げ、一時入所する了解を得ていたが、丁度、その時末弟が自動車事故で死亡、これを機に父親の反省を促したので、本児を収容することもなく家族ぐるみの反省で、明るい家庭に戻ることができた。

A子は初めから通学の意思があつたので、家の事情が好転したため、すぐ就学することができた。その後は真面目に通学している。夏休みなどには、学校長のあつせんで市内の麵類販売店に店員としてアルバイトに働き、余暇をみては収入の途を図つてやつた。

（学校児童委員その連絡活動）

担任教師とは、逐一連絡をとり、相談した。A子を見学相談所に入所させようとした件も、教師の意見であつた。また、学校当局が知らなかつた就労の状況についても話合つて、特に女子であるため、通学するようになってからの受け入れ態勢などを考慮してもらい、同級の児童に対する配慮も念入にやつて下さつたのでよかつたと思う。

地区の民生委員とは家庭訪問のつど連絡をとつて、時には同道して頂き、児童相談所、福祉事務所等との連絡についても献身的に尽してもらつたので、保護指導も無事解決することができた。単に個人の力によるばかりでなく、組織的に活動できたことは大きな収穫であつたと思われる。今後の活動にもこの余力を生かしてゆきたい。

（ケース・ワークを通して）

この家庭の周辺は、ほとんどがこれと同程度か、それ以下の貧困者の集りである。子供はかえりみられず、長欠児

や、非行少年の多い地域であつた。このケースを知つた近隣の街の婦人会でも関心が持たれはじめ、物質的援助の申し出等もあり、すすんで、これらの貧困家庭の子供の就職や面倒を引き受けてくれる人が何人か現われた。

また、昨年頃より大人たちの間でも、この状態を改善し、不良化防止のためにも積極的に動き出している。地域の子供を集めて子供会をつくり、指導がはじめられ、市の移動文庫も訪ずれるようになった。

このケース・ワークをふりかえつてみて、一人の努力が次第に地域の人を動かし、そして組織を動かし、いささかなりとも、その効果があつたことは、うれしいことだつた。テレビはもちろん、ラジオ、新聞もない、これらの貧しい家庭に対しては、働く母親が安心して預けられる託児所が設けられないだろうか。無料かわすかな費用でわが子の教育を託すことができれば、その子はもちろん、家庭のためにも幸いなことであろう。母親も安心して働きに出ることが出来る。関係各位の御尽力を切望する。

協助力活動のリレーによつて

愛媛

曾根 豊子
加藤 枝子
島田 カズエ

(発端)

G子(子)の家庭は、父と二人暮らしである。失対人夫として働いている父は、酒飲みで毎晩遅くなりがち、G子は家に帰つても毎日一人でさびしい生活を送つていた。

三十四年十一月に、折からの村祭りで里帰りをしていた姉について、その嫁ぎ先であるO市に行き、そのまま帰らなくなってしまった。

加藤協助員が、長久就労児童把握のためにN中学校へ行つた際、その名簿中にG子の名前を発見したのである。事情を聞くと、この時すでにG子は家にいなかったのである。G子の指導票は、その後O市の島田協助員に引継がれ調査がすすめられた。

G子は、三十五年三月までO市の姉のもとにいたが、それからU町のバチンコ店に勤めている姉を訪ねて行き、そのままいついてしまった。U町におけるG子の状況は、曾根協助員の活動によつて明らかにされた。

（家族と就労の状況）

母は死亡し、父と二人暮らしであったが、姉が三人おり、それぞれW町、O市、U町に住んでいる。祖母は弟と同町に別居、貧しい生活をしている。かつての家庭は不和が多く、父も子供のことはかまわず、大酒を飲んでばかりいたので、家族はみんな離れてバラバラな生活を送るようになってしまった。

G子もひとり家にいてもさびしいので遂に飛び出してしまった。就業先は姉と同じバチンコ店であり、住み込みで働いている。午前十時から午後十時までの十二時間労働。午前中は家事を手伝い、午後は店の手伝いをする。この間、店の掃除もすれば、使い走りもする。またバチンコ台裏の調整等もやらされた。午後四時頃までは客も割合少ないので暇であるが、夜は大分忙しいようである。食事の支給がある他、毎月約二千円の賃金を受けていた。

（保護活動の経過）

薄幸な家庭の状況からおしはかつて、G子を家にもどすことは考えものである。U町の警察署で、以前本人の就労実現に力を尽くしたことがあつたが不成功に終った。

そこで、まず警察署を訪ね、署長、係長から当時の状況を聴取したうえ、雇用先を訪ねた。

事業場では、G子の就労状況、環境を調査し、事業主及び本人と面接して、事情を聞きながらN中学校復帰を促した。しかし、なかなか実現しそうもない。目を薬えて事業主、その妻、本人及び姉とそれぞれ話し合いを重ねた。話し合いの過程では、N中学校には行かないがU中学校へ転校するという線が見えはじめた。

即刻U中学校に校長を訪問し、G子の転入について準備的な話し合をした。事業主や本人との話し合の結果、N中学校からU中学校へ転校し、雇用先から通学するように決めた。G子も納得し、事業主代理と共にU中学校の校門をくぐったときは、関係者一同よろこびにたえなかった。

N町の加藤協助員に経過が知らされ、N中学校より転校書類が送付された。婦人少年室へは保護指導票その他の書類を整理して送付した。

欠席期間が長いので、G子の学力も相当低下している。そのカバーもしなければならぬ。校長、担任、補導教師と再三話合つてG子就学後の学級配置等について無理のないようとりきめた。

その後G子は毎日元気に通学し、今日まで無欠席なことを事業主や学校側の連絡によって確認することができた。今後も、卒業まで無事通学できるように見守つて行きたい。

(特殊学級の問題)

最初、U中学校で準備的な話し合いをした際、校長からG子は特殊児童につき補導学級に入れる予定であった。G子は学問に興味がなく、おとなしい性格なので、もし補導学級に入れた場合、仲間と間にデリケートな問題が起つて悪影響があるのではないかと心配されるので、少々勉強が苦しくともみんなと揃つた同じ授業を受けさせた方がよいと思われた。そして更に検討した結果普通学級に転入させた。こういう場合の取り扱いが極めてむずかしい。幸い、

学年の中途であつたが担任教師がよくみてくださったので無事就学できたのである。

（ケース・ワークを顧みて）

一人の長欠児童を、三人の協助員が婦人少年室を中心に、よく連絡をとり合つて救済できたことはよろこばしい。ことに、話し合いによつて就業先の事業主の理解を得てそこから転校就学できたことはうれしいことである。

最初事業主は、「何もこのんで雇つてゐるのではない。泣いていて実家に帰りがらないので仕方なく、居らせでゐるのだから、この際何とかしてほしい。」という。G子はただ泣くばかりで手の出しようがなかった。この間の諸事情を察するに、ゆがめられた雇用関係の一部がうかがえるようであつた。

しかし、面接には常に謙虚に明るく、あくまで事業主の気持を汲んで話をすすめて行ったことがよかつたのではないかと思われる。また、G子に対しては年令的に若い協助員があつたので、姉のような立場で気易く話しあえたことはさいわいであつた。疑い深い、孤独な劣等感から一つの希望を生み出し、自分を大切にする力を感じはじめてゐることはよろこばしい。就学後、予定の補導学級から普通の学級に変更したことは本人のためにプラスであつたと思われる（無欠席）。それも中学校の諸先生方が気持よく協力して旧いたことが大きな助けであつた。

協助員三人、それぞれお互いに職業を持ちながら、そのかたわらでやつた仕事、わずかな努力も三人の力が実つた結果、一つの幸福を生んだわけである。

協力活動が実つて

愛媛 加納 滋子

(家出)

長欠児丁子は、中学校二学年に在学中に無断で家出し、寿司屋に就労していた。三十五年九月三日、長欠児童調査のため学校訪問を行った際、受持及び校外指導教師より本ケースを把握したものである。

問題児丁子は二学年の始業式後三日間登校したのみにてずっと欠席していた。受持教師は新学期に他校より転任して丁子たちの学級を受持つたばかりで、顔の記憶も、個人的観察もできていないが、丁子について概略を説明してくれた。それによると、本児は学力低く、従つて学習意欲も乏しいところへ、新しく継母が入居したことによつて、感情的に反感をもち家出してしまった。日頃素行上にも問題視されていた等の性格から学校や家庭よりも社会に関心を持つようになったのではないか、とのことであった。

七月末、当地方に有名な夏祭りがあり、その時丁子が帰つているとの友人の連絡で受持教師が訪ねた時は、すでに出発しており、松山市方面に行つて働いているらしいことを知った。

(複雑な家庭)

丁子家出当時の家庭は、実父(35才)継母(30才)丁子(14才)弟(9才)の四人暮らしであったが、実母は弟の出

生後、病弱となり十年近く病床にあって本年三月初め死亡した。その後一週間ばかりして、実母生在中から父と関係のあった女が継母として入居した。このことがまたJ子の感情をことごとく刺戟したようである。

実母の生存中は、J子はよく家庭の仕事を手伝い、弟の面倒等もみていたようであるが、継母とはまったく意見が合わず、することなすことが感情的となり、J子の態度ががらりと変った。両親は土工として働きに出ているので毎日留守がらで、子供のことは手がまわらない。地域環境も、三流劇場裏に住居があるところからあまり好ましいものではなく、J子も、旅廻りの芸人等との間にとかくの噂をされることもあった。

土工としての両親の月収は一万五千円位であったが、J子の家出後両親は弟を祖父に預け、愛知県K市へ転出してしまった。租父母は土建業で人格も真面目で家庭内も清潔であり、孫たちのこともよく心配して案じている風であった。

(就労のはじまりまで)

学校でケースは握後、直ちに弟の預けられている祖父の家を訪ねた。別に新しい発見はなく、J子の行き先も不明であった。翌四日、J子の叔母(実母の妹)が市内で割合大きな旅館を経営しているとのことで、そこを訪ねて話を聞いた。「J子は人柄が悪く、自分の娘もたまたま高校就学前で、J子が出入りすることは好ましくないから寄せつけないので、J子は家へあまり来ない。どこに働いているのか知らない」とのことであった。

また、友人の話から「松山に行って寿司屋に働いているらしい」とのことを知り、これが唯一の手がかりである。

それから室長に連絡し、調査協力を願った。松山市の協助力員が寿司屋の一軒一軒を当たって調査したが、まだ発見されないとの報告を受けた。時を同じくして松山の警察署が飲食店調査をした。その時調査の線上に未成年就労としてJ子があり、保護されたのである。

祖母が来て九日丁子連れ帰ったという。十日に偶然訪問して面接、話をすることができた。祖母の話によると、二、三日中に父親が近くに来るとのことなので学校は先方で手続きするといっていた。もう少しで卒業だから必ず登校するようにと説得し、転校手続き等は学校に依頼しておくからと話し、就学を約束して帰った。学校へも直ちに連絡したが、日数後、継母と共に出発して行つた丁子に無事中学課程を終了してくれるようにと祈つたのである。

丁子に面接して感じたことは、中学二年生でありながら、一見成人女子の体格、容姿で、このまま放置するときは転落コースをたどることが確実と思われた。松山市の飲食店においても売春行為があつたのではないかと思われる。家出後四カ月余、ケースは握後一週間、今後再びかかることなきよう祈つた。如何に周囲の人が努力しても本人に自覚がなければ立ち直りはむずかしい。長欠、そして就労している児童の救済は非常に困難であることを知つた。

（地域とつながる協助力活動）

問題児と親の無理解、無責任ということが何時もとりあげられるが、本ケースにおいても同様で娘の家出後も捜査願ひを出すこともないといった放任状態であつた。

本児の場合、学校と児童委員等の間で連絡補導された訳であるが、本ケースのように親も他県に転出したような場合、結局忘れられてしまうのではないかと考えられる。そうした意味から青少年対策についての他地域とのつながりということが考えられるが、その点協助力活動は実に成果をあげることができると思う。警察当局の調査もさることながら、松山市の協助力の協力も見逃がすことはできない。全国的に組織を持つ協助力制度を一層有意義に活用すべきであると痛感したわけである。

売春児と踊り子

愛媛 三好 けい子

(その一) 夜の就労から売春へ

(ケースの発見)

この中学校では、学校を七日以上休むとリストを作り、長欠児の早期発見につとめている。毎月七日にもたれる定例会で、そのリストが役員に配られ、欠席児童の状況を知らされる。欠席事由は大体病氣、家事手伝、怠惰の三つに分けられており、リストは一切秘扱いとされている。

R子は、長欠児童リストから発見された就労児童である。私は直ちに家庭訪問をしたところ、賃金を得るために夜はM市のキャバレーに行つて働いていることが判った。最初は興味本位に行つて時間をつぶしていたのが次第に転落し、売春行為をするようになった。時には男と宿屋へ泊り歩き、金をとつている。

母は四十八才、父はなくR子と二人の生活である。外地よりの引揚者で、当時結核で入院したこともあり、その後キャバレーの掃除婦として雇間勤めていた。R子が学校から帰つても母は留守がち、幼少より恵まない家庭生活を送っていた。母の収入は月収四千円、この他生活扶助を受けている。

R子は、性格も明るく、美しいのでとかく不良仲間にはチャホヤされ、経済的に恵まれないので虚栄心が強い。キャ

バレーに働き出した頃はフロントで荷物預りをしていたが、先ず衣裳を作って貰い、その前借を返済するためにズルズルと働くようになってしまった。

母は本人を説得する能力がなく、R子は母にかえって喰ってかかる始末である。母は自分の手に負えないので、施設に入れてほしいと希望したほどであった。

（就労の防止）

毎日午後六時頃からキヤバレーのフロントの荷物預りの仕事をして、大体十時頃に帰るのであるが、男と知り合うようになってから仕事が終わってからの帰途、約束した男と同宿し、金をとっていたらしい。本人はあくまでこのことを否定しているが、服装の華美や、日常生活から想像してもそれは事実のように思われる。キヤバレーでも月給を前借して衣服を作り、それではどうしても足りないので売春したようである。

キヤバレーでの賃金は一日百円、稼働日数は一〇日間、売春していたと思われる日数は約三〇日余、協助員の発見が早かったため一〇日間で就労を中止することができた。その後、親にも協力を頼み、地区民生委員とも相談し、受持教師とも家庭訪問し、登校を促がした。

しかし、通学も形式的で、一応学校へ来るようになったが、夜は親の目を盗んで、又キヤバレーへ行っている様子、そこで、キヤバレーの事業主と会って労働基準法違反であると話したところ、R子は卒業したと思って手伝わせていたとのことで、割合協力的に話をきいてくれた。

（児童相談所へ）

担任教師はR子の事情を児童からの聞き込みで早くから察知していたが、児童委員にも知らせず、私が役員会でプリントを見て知るまでは不問に付されていた。こういうことはやはり教師だけで解決しようとせず、関係機関へ連絡

し、協力してやれば解決も早いと思われる。早速協助力員が事業場を訪れ、事業主と話をしたので、就労も即刻解消するに至ったが問題はその後のことになった。

即ち、R子の売春をどう扱うかということである。市内の某中学校を卒業した不良青年から直接、R子と遊んだと私は聞かされて驚き学校へもそのことを連絡した。行きつけの宿屋も判明したので、関係者と協議の上、やむなくR子を児童相談所へ送ることにした。

夜の十一時頃、R子が男と歩いているところをつかまえて早速児童相談所へ連れて行った。今までに、在学中の売春ケースはあまり聞かなかった。もつと注意するように中学校の教師にも協力を要請した。売春防止対策協議会へも問題としてこのケースを提出し、善後策を質問した。市内中学校連絡生活指導会へも出席し、在学中の売春ケースについて話したところ、何れの学校にも、一、二同様の事実があるとのこと驚いた。今後このようなケースが増加する可能性があるので、何としても早期発見の必要を痛感する。

(解決をみて)

長欠就労児の長欠は解決しても就労の問題は収入とも関係しているのですぐ解決するわけにはゆかない。結局は登校して夜働くことになり、思わしくない結果を招来した。売春の現行を押える時、児童相談所の先生方がグレン隊にとり囲まれ、警察の協力を事前に連絡しておいたからことなきを得たが、大変なものであった。

R子を保護施設へ送つたのも、グレン隊から本児を隔絶することを目的としている。しかし、その施設も完全なものとはいえず、このような売春ケースを補導するに好ましいものではない。R子はまだ年令が若い、婦人相談所の寮へ入れることも一つの方法かと思う。特に前途に希望の多い女性であるから、最後まで見守って明るい生活に立ち直らせてほしいものである。

市内の六中学校に、このようなケースが、それぞれ数件あり、全くりつ然とする。男子中学生の場合は都会へ働きに行き、女子の場合は売春に落ちて行くことが通例のごとくにみられるので、今後の強い保護防止活動が要望される。

(その二) 踊り子の地方巡業

(希望の持てない家庭)

C子は中学二年生、三十五年四月頃より欠席しはじめて、断続五十日ぐらいになる。家庭訪問をして事情をきいた。

家族は四人、父母の他に弟がいる。父は朝鮮人で、土工をして働いており、月一万円程度の収入を得ている。母は身綺麗にしているが、働くことが嫌いで生活は乱れ、堀立小屋のようなどに住んでいた。子供のことは全然放任で教育のことなど頭にないらしい。二人の兄がいたのであるが、中学校当時から不良で、非行少年の施設に入れられている。

母親は、華美なことを好み、踊りが好きでC子を田舎芝居にやつてしまった。一座に加つて地方巡行をしているが、時々家に帰ることがあつても、不良の兄と、朝鮮人の父であることをひがんで劣等感を常に抱いていた。

C子は体が健康で、踊りが好きだった。小学校二年頃より田舎興業に加わつていたのである。勉強が嫌いで、たまたま、家庭科の時間に裁縫の材料がないことから学校へ行くのがいやになり、それから休むようになってしまった。

(踊り子生活)

欠席中、C子は昼間は芝居の稽古に通い、夕方から市の周辺の農村に出かけ、義太夫に合わせて踊るのであった。午後七時から十時ごろまで働く。時には鳥々を巡って歩くこともあり、そんな時は深夜にかかるという。しかし、本

人は好きなことをやらされるのでよるこんでいる。賃金は一晚三百円程度、衣裳は親方が借してくれ、地方の旅に出るときには、親方が旅費一切を出してくれる。冬はあまり仕事はなく、夏が一番忙しいとのことである。欠席し始めた頃、担任教師が家庭訪問してもC子は出かけていて留守がち、なかなか実態がつかめず、ズルズルと長欠の谷間に落ちこんでしまった。

両親や本人には、登校を促し、踊りは卒業後するようにと話した。裁縫の材料がないといっていたので、まず、ブルーマーの布と浴衣の材料を持って行ってやったところ、それがきっかけでC子は漸く登校するようになった。

父親は無口で教育のことなど全然無関心、母親とは、堀立小屋の板の間で膝を突合せてよく話合った。母親の苦勞話もさんざん聞かされ、共に煙草を吸いながら話して理解を深めた。愛情をこめて、根気よく話をすすめたので効果があったことと思う。

(ケースワークの効果)

C子のケース・ワークのため、地区の児童委員に連絡した。しかし、このことは母親の不満をかった。生活保護を受けていないのにいらぬことをしたと文句をいわれ、もし隣近所に知れたら肩身がせまくて困ると大分反感をもたれた。親方の方へは協助員の仕事のことなどを話して了解を求め、C子が中学校卒業するまでは使用すると法律違反となること等と話したら気持ちよく応じてくれたので、問題は難なく解決した。

PTA会費の中から長欠対策費として五万円、また年末助け合い運動からも多少の援助があるので、本児の年間の学用品代、遠足等の弁当代、修学旅行費などの補助を得るようになっていく。卒業まで続けてくれるように学校当局にも依頼した。

その後本校だけでなく、このことが他の学校にも知らされ、同様ケースの発見に手が打たれ、十人あまりの小中学

生が保護された。そこでカウンセラー教師の設置が強く要望され、実現される運びとなった。

(活動後の感想)

C子の家はスラム街といわれる街にあり、小さな暗い家で、最近は大阪辺から帰って来た兄二人が加わり六人家族となった。それが六帖一間の陰気な部屋に全部が起居しているので、C子もこんな家にはいたくなくなるのは無理からぬことである。こんな家庭環境の中には誰しもいたがらないであろう。

しかし、本児を暗い気持ちにさせているのは父親が日本人でないということらしい。そのため学校での居心地は必ずしもよくない。母親が病気であるとか、教材がないとかと嘘をいって学校を欠席し、踊りに行っていた。そして本児は踊りが好きのため、母親のいわれるまま方々へ踊りに出掛けていたのである。

学校訪問七回、C子の家へ五回、民生委員の家へ四回、それから座主宅へも四回と足まめに廻ったので解決も早く、C子も次第に馴れて来た。協助員の家へ遊びに来るようになり、受持の先生の努力もあって、就学の希望を一層つのらせたようである。

本校の場合、生徒への経済的援助が万全を期されているので、活動し易かつたと思う。特にカウンセラーの専任教師が設置されたため、相談相手として常に中心的役割が果されたのである。また、婦人少年室協助員制度の認識が高まり、学校当局との提携も緊密になったので、この上は協助員活動の経費の増額方を要望したい。

病弱な一家を背負つて

福岡 山内とし

(ケースの概要)

母は、M子(12才)を連れて現在の父と再婚した。弟を出産後身体の不ふしが痛み、手足が不自由となり、自身では起居も困難なほどになった。

父は、出版会社の雑役をしているが、健康があまりすぐれず、欠勤することが多い。したがって収入も少く月収八千百円、これでは一家七人の生活はたてられない。自然、母も出て働かざるを得なかったのである。

M子は、最初母代りに家で子守や、家事手伝いをしていたが、そのうちに、母と共に父の会社へ行き、清掃や、洗濯の手伝いをして収入をはかった。毎朝、弟と母をリヤカーに乗せて会社へ通うのである。そして母と二人で一人前の仕事して漸やく四、五千円の賃金を稼いでいた。

また、M子は中耳炎をわずらい、治療せず放置していたため慢性となり、耳がよく聞こえなくなってしまった。そのことから学校を休学し、一年以上も休んでいたので、学業に対する意欲もなくなり、両親も、生活上の問題ばかり考へて本人を働かせていた。

M子を就学させるには、母とM子のそれぞれに医療扶助を出して、今までM子が働いて得ていた収入分を他から補

充してやらねばならない。早速民生児童委員を通して福祉事務所に申請し、就学扶助もあわせてお願いした。幸いにして、医療、生活扶助の話を得て、母子の治療がはじまり、M子も無事登校するようになった。

（保護指導活動）

M子の家庭は父母の他、M子を長女に、妹三人、弟が一人いる。昭和三十五年以来毎月家庭訪問を続けて、勉学のこと、病気のことなどを聞き、指導しているが、母もどうやら一人歩きができるようになり、M子の耳も次第に快方に向いて学業も少しずつ上昇してきている。父が継父なので、母もM子を犠牲にしてもやむを得ないという気持が多分にあつたようだ。しかし現在ではM子の妹二人も順調に通学しているので生活も次第に正常に立ち戻つたことをよろこんでいる。

M子が通学を始めてから、担任教師には時時あつて就学の状況を聞き特別の考慮をお願いした。耳が違い、教室の机の位置も前列にして授業が受け易いようにしてやり、給食扶助、教育扶助の適用を考慮し、服装のことなども他の児童から馬鹿にされないようにと細かい注意をはらった。

（長欠児対策の話し合い）

小、中学校生徒児童の不就学、長期欠席は、重大な問題である。私自身種々の会合に参加する機会があるので、その度ごとに学校と児童委員、協助力との連絡を緊密にすることを主張した。従来、それが出来てなかつたので学校を訪問してはじめて知るといふ程度であつた。

長欠児童の問題は、早期発見、一日も早く適切な措置が必要であると思う。協助力の努力が実つて、去る一月に、懸案の長欠児童対策の会議が開かれることになった。教育長、教育委員会、小、中学校長代表、児童委員の代表協助力員が一同に会して話し合い、互いに連絡を密にしてケースの早期解決をはかるように計画実施することにした。

問題が問題だけに、総合的な対策をたてなければ、一人、協助員の微力をもつてしても容易に解決するものではない。こういう会議が度々もたれ、実効があがるよう期待してやまない。

小倉市においては、三人の協助員が、約二九万市民の中に点在している。他機関との連絡もなく、全く孤立の状態で、無力無援、ただ婦人少年室からの指示により活動するに過ぎなかった。最近になって漸く市社会課に「青少年問題協議会」が発足し、つづいて働く青少年の問題もとりあげられるようになった。この協議会に参加するようになって、協助員もはじめて世に出たというかたちであった。

婦人少年室協助員制度が発足して八年目になるうとしている今日、われわれの活動もまだ社会の人びとからはあまり認められていない。PRが足りないのではないだろうか。この長欠就労児童の保護活動を契機として婦人少年室協助員の存在を十分認識してもらいたいものである。

救へなかつた児童

新潟 倉島周蔵

（文書による協力依頼）

新潟市内の小、中学校八校を訪問して校長又は生徒指導主任者に面接して協助員活動の主旨を説明し、協力を仰いだ。知り合いの民生委員にも話して長欠就労児童の発見に努めたがなかなかわからず、かつ、協助員を理解してもら

うのに時日を要したので、まず文書による依頼を試みた。

「酷暑の候益々御清祥のこととお慶び申しあげます。さて、新潟婦人少年室協助員は労働大臣の委嘱により『婦人及び年少労働者の保護と婦人の地位の向上、その他婦人問題の相談に關する行政の円滑な運営に資する』ことを任務として努力しているのでありますが、此度、労働省の計画に基づき、小・中学校生徒で長期欠席をして労働している者を調査し、これの対策を研究するようになったのであります。つきましては、暑中御多忙中で甚だ恐縮に存ずるのでありますが、御校において長期欠席して労働に就いている者をお知らせ願いたいのであります。よって、御手数なら別紙ハガキにその原因が家庭貧困によるものか、又は家庭の無理解によるものかを區別して、その人員数のお知らせを御願ひ致しますのであります。

なお、対策を立てるためには校長先生を始め、関係の皆様とよく御相談の上、御協力を得る必要がありますので、当方より御伺い致しますからその時は何卒よろしく御願致します。

以上甚だ失礼とは存じますが、書面を以て御願致します。」

という内容のものを印刷して各校長あてに親展書を出した。全校より返信あり、そのうち三校から六名の長欠就労児童が把握できた。検討した結果、二名の児童についてケース・ワークすることに決定、校長に会つてその旨を伝えた。以下T子についてのケース・ワークについて記述する。

（家庭の状況）

父（48才） 日雇 月収八、〇〇〇円 小卒

母（45才） 日雇 月収六、〇〇〇円 小卒

兄（24才） 兄（22才） 姉（20才）

T子(16才)

弟(13才) 妹(7才) 弟(4才)

これがT子の家の家族構成である。

父は元勤め人をしていたが、やめてその退職金で事業を始めた。しかし思わしくなく、失敗して農家の日雇となり就労日は一日三百円ぐらいになる。母親や、子ども等の収入を入れても生活は楽でない。父親は変った人物であり、酒を好み、品行よろしからず、民生委員や保護司に相談して生活扶助の手続をたのんだが、適用されなかった。

T子の成績は下位。腎臓を病んだことがあって、その後健康もすぐれない。学校では、家庭訪問や付近の子どもを通じて登校を促したが効果はなかった。中学校へ就学してからはほとんど欠席している。その間の状況はよく判らないが、家事手伝いや、他家の子守等に出ていたようである。

当地方では、住み込みの子守りや、農業の手伝、或いは留守番をやるものが多い。初めのうちは食費を稼ぐ程度であるが、年令が増して働きよくなると次第に賃金を増してくる。T子も、成年労働者並みとなっているが、いくら貰っているのか金額は不明である。一カ所に長続きせず、私が指導するようになってからも四回ほど就労先を変更した。近所の人の話では父親が、T子を少しでも賃金の有利な条件のよいところへ行かせているとのことであった。なお、確証がないのではつきりいえないが、前借金もあるようである。その点も追求したいが、当面の問題は、まずT子を就学させることであるからそれは後日にした。

(ケース・ワークの経過)

1、学校長及び担任の教師に依頼して積極的な協力を得たが、父親との面接は困難であつた。付近の学童に呼びか

は、T子を同行するように努めたが効果はなかった。

2、協助員は、毎月一回以上訪問したが、両親とは会う機会がなく話ができない。回を重ねているうちに母親と会うことができ、T子とも話すようになったので、気持ちも次第に打ちとけてきた。しかし、登校を約束することは不可能だった。

3、学校では、長欠の理由として家庭の貧困を多くあげている。しかし、単に貧困といっても、子どもが多いこと、親が無理解なこと、児童の怠惰等いろいろなものが含まれている。T子の場合、父親の飲酒が大きく禍していると思われる。私との面接も故意にさげているように感じた。

4、T子の近くの民生委員にも協力を依頼すると、ころよく応じてくれ、一諸に家庭訪問をしてくれ大変協力的であった。

5、労働基準監督署へも連絡をとり、事情を話して相談したが、当局としてはT子は年令が超過しており、特別とりに上げる問題もないとのことであった。

6、居住地付近の住民も、長欠就労児童に対する関心が高まり、このT子のケース・ワークにも非常に協力的であった。

7、結果として、T子は年令も十六才となっているから、今更学校へもどることも困難なことである。労働条件を考えた上でこのままにしておくことにする。

(活動後の感想)

該当児童の発見には困難を感じた。ことに協助員制度や、長欠就労児童の指導ということが知られていないので、初めての学校や、家庭訪問には、多くの時間と労力を要した。学校長あてに出した文書は非常に効果が有り、協力が得

られたことはよかったと思った。

なお、市町村当局においても、長久就労児童に対する関心を深めて調査してくれたら、協助員もその資料の上に立って活動できるのでやり易いと思う。これは教育委員会とも相談して是非実現してほしいことである。

T子の家は、私の家から約八キロ離れたところにあり、バスや電車の便があっても時間が思うようにいかず、訪問することは容易でない。もつと近ければ、あるいは結果もよかつたか残念に思う。結局地的隔差が活動を座折させてしまった。また、土地が不案内のため無駄骨も多かった。これをよい経験として次回に生かしたいと思つてゐる。

深みに落ちたケース二つ

奈良 上田 八千代

辞任された前協助員からの連絡によりU子（14才）とH男（14才）のケース・ワークを引き受けた。いずれも一年有半のケース・ワーク期間があつたけれども、効なく打ち切つたものである。

その一

U子の家庭は、両親、兄弟が同居し、格別むずかしい人間関係は認められないが、両親は無学で子供の教育等には関心なく、放任の状態であった。父はノコギリの目立業、母もブタ毛揃えの内職をし、姉、兄等もそれぞれ働いてゐるので経済面は普通でそんなに貧しくも見えない。三十四年七月に新築した家に住んでゐることを見るとむしろ普通

以上と思われる。

U子は内職的にグローブ製造をやっている小さい工場へ通勤してのり付けを手伝っていた。私が近所に遊びにいった時、昨日から働くようになったといっていたが、仕事をしている様子をみると相当なれている。ただし、賃金も、就労時間も詳しくは語らず、解明しなかった。

学校では、三十五年五月十三日にU子の家庭を調査したが、その後U子は始めの六日間出席しただけで、今日まで五百十五日間の欠席である。故に成績もつけられず、担任も替り、前任者よりU子の家へ行つてもだめだと申し送られたので一度も家庭訪問をしていなかった。したがって児童の顔もよく知らないとのことである。

家族といろいろ話し合ったが、同級生は早や中学三年になっているので、今更一年からゆけず、本人も全然就学の意欲なく、全ったく手おくれであった。

三十四年頃、前協助員が訪問した時まだ家も新築してなく、家族の者は経済的事情を訴えていたので古い洋服等を持参して出席を約束させたそうだが、結局、それも効果がなく、その後一日も登校していない。

欠席の動機は、U子が学校へいくのがあまり好きでなかったところへ、宿題を忘れて行き先生に叱られて以来、休むようになったらしい。その時に担任の先生が呼びに来てくださったれば行けたのにと、家族のものは思っていた。学校も、そのまま何の措置もせず放っておいたので、ますます行く機会を見失ない、協助員が訪問した頃はもう手おくれで、どうすることもできなかった。

結果をみると、親の無理解と、本人の怠惰と担任の先生の怠慢からU子のケースは救いがたいものになってしまったと思う。

その二

H男の家は、両親と男の子四人である。

父親は喘息で年中ブラブラし、母親は鼻緒作りの内職をしている。長男、次男とも七才になると母親の実家へ預けて、そこから学校に行かせてもらい、働くようになって家には送金せず、伯父の家で生活している。三男と、四男のH男は両親の許にいますが、二人とも長欠して親は教育に関心なし、放任している。家計が苦しいので三男とH男の給料は大切な収入源としてあてにされている。

H男は親戚の荒物商に行つて働いていた。午前八時頃より五時頃まで販売を手伝い、時には夜の九時頃まで残業していることもある。また荒物商が暇になると兄の働いているプラスチック加工場に行っていた。兄弟とも、技術を習得するためといつて給料もはつきりしないとのこと。大体三千円ぐらい貰つて来るらしい。

学校調査によると、学校の先生が家庭訪問しても、両親、本人とも姿をかくして出てこないで、なかなか面接したことがないとのことである。協助員も何分遠方であるため、度々行くことができず、残念であった。

H男は、友人はもう中学三年だし、今から学校に行つても一年では落第ボーズと笑われるから行きたくないといっていた。また、二年近くも欠席していたH男を、今から学校へ行かせても後の指導が大変である。それに、親も収入をあてにしているのです、その問題解決にも幾多の隘路がある。結論的には現状を一步も踏み出すことはできなかったのであるが、今後の指導に待つとしたい。

協助員は、一日も学校に出席していないような子を広い地域にわたってもれなくつかむことは不可能である。それに、折角発見されても、手おくれのような状態では措置のしようがない。一番早くわかるのは学校側である。まず、学校側が手をつけ、協助員の方に協力を申しでくださつたらよいのではないか。

ケース・ワークはむなしく終った。私の手に残ったものは、親の無智、無理解、児童の学校嫌い、家計の不如意といった社会の悪徳ばかりである。この根本問題の解決に力を至さねばならないであろう。

夜外出しがちな母娘

奈良 中尾 正 恵

(六十八名の長欠児)

九月上旬、市の中学校を訪問して、校長と面談、当時の長欠児の名簿を作成してもらうよう依頼した。登校可能と思われる一年、二年の児童の家庭訪問をつづけるうちに、その幾人目かにC子(15才)を発見した。

当時、T市立T中学校には在校生千名余の中で六十八名の長欠児童があった。この長欠児がどうしているか、なぜ長欠に至ったかは一人ひとり当つてみないと詳らかにできないが、まず、可能な範囲から手をつけ、C子のケースについて保護活動をするにした。

(父の家出)

父E太郎(45才)と母B子(41才)とは夫婦仲が悪く、C子が十二才頃より別居、現在他の女性と同棲している。他に家族は、兄E治(20才)、妹M子(11才)がいるが、当時母の医療扶助、生活扶助として月額五千円の扶助料をうけていた。

兄は貞面目な青年で、現在市内のある運送店の店員として働いており、月七千円の賃金を得ている。しかし、今まで母が勤務先に前借を頼むため、一カ所に長くつとめることができず、三カ月位いで転々と就職先を変えていた。私が調査した当時、やっとやや安定した状態にあった。母は病弱といっているが、怠惰な感じで、ただ毎日ぶらぶらして生活扶助や、子供の働く手によりかかっているように見受けられた。

C子は、父と別居のこと、及び生活援助を受けていること等を友人の間で常に肩身せまく思っていた。無口でおとなしいC子にはそれがたえられないようで、母も学校へ行かせたがらないのを幸い欠席するようになった。現在まで近くのメリヤス工場へ行つて手伝いをしていたようであるが、親戚へ行つていると母親はいつていた。雇用主については前借金があるらしいがはつきりつかめない。

(ケース・ワーク経過)

C子を発見した当時は、母が病弱で家事にたずさわれないという理由で、学校を休んで家事伝いをしていたが、二、三回訪問をつづけるうちに非常に娘らしくなつた感じがした。一寸心にかかつたことがあって、地区の民生委員に依頼し、生活指導及び素行観察をしてもらつたところ、母娘は夜になると化粧して出かけるという噂を耳にするようになった。

このままにしておくとは大変なことになると案じていた矢先、知人の娘を母親があずかるようになって、その娘の保護者らしい人と街頭で大ごえでわめき合うという事件があった。娘さんは実家に帰って、それはそのままになったけれども何か売春の匂いが濃くなったので民生委員と相談の上就学を思い切り、就職の面に力をそそぐ事にした。幸い本人の叔父で当時メリヤスを小規模ながらやりかけた人があったので、その人に依頼、面倒をみてもらうことにした。

叔父の家へ行つてからは健康な姿態で、一カ月に二回位自宅に帰り、生活自体が明るく健全になった。市で催した

要保護家庭の児童の慰安大会でも元気でみんなと海水浴に参加したりするようになった。後一人妹があるので、児童委員に依頼してお世話を願っている。

学校、児童委員、協助員の三名が特別の温かい心を持つて当り、話をあまり大っぴらにせず、つつましい指導をしたことがよかったと思われる。担任教師と面談し、学習の意欲をもやしてもらうよう依頼したけれども効果はなかった。教科書も貸与されたし、同級生が毎朝さそい合わせてC子を登校させた日も幾日あったが、それも長続きはしなかった。

地区の民生（児童）委員が実によくこの家庭をみてくださったのには心から敬服する。民生委員と二人で調査に行き、どなられたこともあったし、いやな顔をされたことも何度かあった。C子が母親のために売春婦におちそうになったときもこの民生委員の協力によって救うことができた。民生委員からの情報で、C子を知り母親を知る上に非常に参考となった。また、こちらの出かたに自信を持って望むことができた。

（少年民生委員の誕生）

当県は、長欠児童が全国的にみても多い県であり、この市にも長欠対策委員会が結成された。市長委嘱による少年民生委員が各町単位に、中学生一名、小学生一名が任命され、主として長欠児童を対象とした活動が開始されている。児童の友愛による登校勧誘等に重点をおいているところは相例がみられず、大きな効果が期待される。

長欠児童の援助については、篤志家の寄付による資金を基金として、その利子を長欠児の学資、その他の援助にあてる法外援助資金制度が三十五年四月より設定された。また、近く少年を守る条例を県会に提出することになっており、長欠児に対する社会の認識が高まった。

（事後の反省）

C子が長欠した直接の原因は、父と別居の生活、夫婦間の争いが本人に恥しい思いをさせたこと。父がいなくなったので生活扶助を受けなければなくなつたことも打撃であつたらしく、当時母が精神的なショックから病臥するようになったことなどもあげられる。

その頃C子は初潮があり、家庭環境の変化等のショックから学校生活から離れ、友人との交わりが急に遠くなつて行つた。C子は可愛い感じの子供で、性格も素直そうにみえる。兄も真面目な好青年であるが、母がだらしなく、米がなくなると隣り近所を廻って借り歩き、拒絶されると、あることないことをわめきたてた。催促などしようものなら相手にいやな顔をして泣きの一手で困らせるという生活態度で子供の躰はおろか、自分の身の振りようもできない女である。

母娘の夜間外出する日が続いているという情報が入つたころ、最も心配した。C子のために、あくまで話し合いによつて解決しようと努めた。母の話す言葉の中に、親戚でメリヤスをやっている人があり、本人の叔父にあたるとのこと、好ましい解決方法ではなかったけれど、それより悪い状態にC子がおちいてはと思ひ、その叔父に面倒を依頼した次第である。これで一応ケース・ワークは終結とするが、今後も見守つて行きたいと思つてゐる。

酒 飲 みの 父 を も つ て

香 川 武 田 宗 三

その一

(ケースの発見)

担当地区内の小・中学校を訪問し、児童の就学状態を調査した結果、相当期間にわたつて欠席している児童を数名発見した。それぞれの児童について詳細を学校に照会し、その中の一人、Y子についてケース・ワークを行うことにした。担任教師の話すところによるとこのY子はすでに県外に就労しており、当地にはいないことが判った。夏期休暇を利用して神戸にいる叔母の店に手伝いに行き、そのまゝ帰つて来ない。学校へは神戸の中学校へ転校するとの申出があり、在学証明書を交付して転校手続きをとつてやった。Y子には転校したらこちらに通知をくれるように申し渡したが、その後何の連絡もなく、学校当局では学年末を迎えると学齢を過ぎたものを除籍するので、Y子もその中に含まれ除籍のやむなきにいたつた。

(酒くせの悪い父)

Y子の家庭は六人家族で、父母の他、Y子を頭に四人の姉妹がいる。父はS町の製材工場で日雇として働いているが、酒くせが悪く子供のことは無関心である。一万円程の月収もこの家族を養うことはできず、まして酒代にされ

ては足りるはずがない。母親は致しかたなく、農繁期などは他家へ手伝いに行き子供の生活費を稼いでいる。母親の留守がちな家庭は淋しいものである。Y子が家庭を嫌って神戸にいる叔母の許に行ってしまったこともうなずける。両親とも教育に関しては無理解であり、Y子は就労前も弟妹の世話をするために欠席することが多かった。知能程度が低く、Y子もあまり勉強することを好まなかつたので次第に欠席も拍車がかけられた。中学一年の時はときどき休み、再三家庭訪問を受けて登校を督促されたが効なく、二年になってからは出席する日がまれになり、三年になってからは全然出てこなくなってしまうた。

(就労の状況)

神戸の叔母の店は、豚頭卸製造業である。Y子はそこで豚頭の中味を包む作業をしている。それも午前中だけで、午後は家事の手伝いをする。雇用先が親戚に当るので労働条件のとりきめもなく、叔母が母親代りとなってY子の面倒を見ている。Y子の家庭よりこの家の方が環境がよく、本人にとつては幸福なように思われた。

Y子の就業先が県外のため、就業先の調査は彼の地の協助員の活動によるものである。この間、離れているので連絡も意にまかせず思わぬ時日を要してしまった。就労の排除については、義務教育の重要性、児童の就労に関する法令等をY子の家に行つて両親に説明し、また、就労地担当の協助員をして雇用主に詳細に話してやつて就学を促した。しかし、本人に就学の意志がないこと、そして家庭へ戻ることが好ましくないことなどの諸条件よりみて遺憾ながら現状のまゝ見守るより仕方がなかった。学令を超えた現在はまだ手遅れである。われわれの努力が足りなかったことを悔いている。

(ケース・ワークの問題点)

このケースは、児童が就学を嫌い、家庭では父親がよく酒を好み、その上酒ぐせが悪いため、家庭生活が暗く、児

童は家庭にいるのを嫌って叔母の許に出て行ってしまった。貧困生庭にまつわる煩わしさから解放されたいということが一番大きな問題点であった。児童が就労したのはその先のことであり、最初の家庭生活での原因をつきつめて考えてやればよかったと思われる。雇用主も、児童の使用禁止のことは十分承知しており、Y子にもそれを言い含めたが長く欠席しているので折角の転校措置も効を奏さなかった。これも中学へ通学した早々に解決されなければならぬ問題であったと思う。それに協助員一人で活躍しても、周囲の協力がなければ全く成果があらぬ。このケースが不成功に終わったのも、あながち、そんなところにあるのではないだろうか。

その二

（ケースの概要）

就学を嫌い、家庭の貧困ならびに無理解からS男は広島市のK方へ左官見習として就労した。就労の事実を発見後、直ちに担任教師とともに再三家庭を訪れ、義務教育の重要性ならびに児童の就労についての法令を詳しく説明し、S男の就学を勧めたが言を左右にして応ぜず、出来れば雇用主K宅より就学するよう促した。就労地の協助員からも、雇用主に就学への配慮方を申出て貰い、本人に就学を促したが、その効なく、現在に至っている。

（左官屋の仕事）

このK左官屋に働くようになって約一年になる。朝八時から夕方方の五時までの八時間労働である。賃金の定めはなぐ見習いということで小遣を少々と、日常品の現物支給があるだけで働いている。ほとんど家族同様な生活であり、家庭にいる時よりいいのではないか。月二回の休日には小遣銭を貰って映画を見に行く。S男は仕事が熱心であるので上達が早く、主人も立派に職を習得のうえ、親許に帰すつもりでいるらしい。学令を超えた現在、このまゝで仕事を覚え、一人前の左官屋として生活できるようになる方が好ましいと思う。

（家庭環境の改善）

S男は、すでに当地にいないため、父母に対して本人の就学を要望するも、父は精神薄弱で話にならない。就労の機会もなく、屑拾い、日雇等を日課として家計を営んでいる。また特に酒を好み、わずかの収入も酒、映画に費してしまふ。母も遊ぶことには人後に落ちず、健康でありながら働かない。父母ともに娯楽を求めている状態で、家庭生活は全く乱れている。住居は他家の軒下を借り、糞はなく、三帖位の板の上に蓆を代用して生活している。このような日常生活であるから不和が絶えない。児童に対しては全くの放任状態である。

屋主のS男に対する愛情は認められるが、このような家庭状況が本児に対して悪影響を及ぼさないと心配である。また、中学一年の妹や、小学二年の弟も兄同様の途をたどるのではないかと危惧される。そのためには、家庭環境の改善が望まれるので、民生委員等の協力で何とかよくしてやりたいと思う。

（最初の指導措置が大切）

本児のケース・ワークに当り考ええられたことは、就労に至る以前の指導措置が行きとどかなかったように思われた。われわれ協助員の手になったときは手遅れの感で、もうその時はどうしようもない状態となっていた。協助員活動は、自分の仕事の片手間にするのであるから、臨機応変な措置がとりにくい。長欠になる初期に児童が判明したらその効果も大きいと思う。長期にわたる調査、保護指導については困難さを痛感させられた。

このケースについては、S男が現在の仕事に興味を持ち、なお環境も悪くないので、本人の就学への希望のきざしが見えるまでこのまゝにしておいてやりたい。不本意ながらの措置ではあるが、今後のアフター・ケアに待つこととする。

竹根掘りの児童

熊本 米村 三千代

(ケースのは握まで)

- 一、中学校訪問し、校長に面接、長期欠席児童の調査をお願いする。
- 二、長欠児中K夫についてケース・ワークすることに決定、家庭訪問をする。
- 一、第二回訪問、父親に面談、事情調査、本人の働き先を尋ねる。
- 一、K夫の就業先を訪問、雇用主に、児童の使用禁止、就学時間の制限等について話をし登校について協力を依頼する。

一、K夫に再三面接、将来中学を卒業しないことの不幸を説得し、登校をすすめるよう督促する。なお、登校するに足る衣服もないため篤志家の寄贈を願い、学校に出る仕度をととのえてやり、洗濯等についても細かい注意を与えた。

(家庭と就業の状況)

父(48才) 農業 月収五、〇〇〇円程度

母(37才) 内縁関係

長男K夫(15才)

次男(11才)

義母の長女(14才)

次女(6才)

田——二反(義母の所有)

一、家族が多く、貧困のため、子供には食事も満足に与えていない。教育扶助を受けているが、人間関係が複雑で、義母の連れてきた子は長女と次女の姓が違っているから義母は三度目の結婚と思われる。

一、K夫の就業先は竹根集荷販売の商店である。本児は竹の根を掘る仕事をしている。

一、賃金は食事付で一日五十円、小遣錢である。

一、六十日欠席中、四十日就労、家庭で思うように食事ができないため、食事欲しさから就労するようになった。

(保護指導の経過)

一、中学校を訪問、担任教師と面接し、K夫の就学について細部の打合せをする。

一、家庭が貧困であるから、民生委員に依頼して生活扶助の申請をなす。(教育扶助あり)

一、K夫には担任教師、児童委員とタイプアップして指導にあたる。その結果本児もようやく登校することを納得した。

一、父親が働かないので、同時に父親の就業を促す。

一、町村婦人会長の会議等を利用して、長欠就労児童の問題を話し、協力員活動の協力を啓発する。

一、篤志家の厚意により衣類等の寄贈を図り、K夫に与えた。

一、欠席期間六五日目、遂にK夫は登校した。中学卒業を目前に控え、卒業後の就職についても相談した。最近では明

るさに満ち、楽しく登校している。

（感想）

わが国は近年、社会福祉国家として大變進んで来たが、農山村には、まだまだ手の届かない面が多く、生活苦にあえぐ労働者が山ほどいる。中小企業で働く労働者、婦人、年少労働者の賃金はことのほか低く、最低生活の線にも達しない状況にある。農山村に住む人々はほとんど中小企業に働く以外に道はなく、保健衛生の設備もなく、誠に可哀想である。

このような問題は、国の政策によって抜本的に考えなければならないが、現実に、不幸な児童をみるとき、その大きな問題にぶつかりつつ、はがゆいながらも、一つ、一つ足もとの障害物を除いて行かねばならないのである。K夫がよろこんで登校している姿を眺めて、私は社会の歯車の一輪としての役割を果たしたことに人知れぬ喜びを感じわった次第である。

